

奈良県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（２）配置計画上の工夫

前年度の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置を計画する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：３名（１高等学校、２市）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：週１回４時間、年間３５週（年間１４０時間）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、実施要領及び配置要領により定めている。

スクールソーシャルワーカー及び配置校担当者、配置校を管轄する市教育委員会担当者を対象とした研修会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会や連絡協議会等において周知を図る。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカーや配置校の教職員、配置校を管轄する市教育委員会担当者等

（２）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーや配置校の担当教職員、配置校を管轄する市教育委員会担当者等には年４回（配置時と各学期末）実施した。配置校の教職員には年１回（配置後）実施した。

（３）研修内容

連絡協議会：スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明した。配置校の現状等について情報交換等を行い、今後の活用等に向けた検討を行った。

教職員研修会：スーパーバイザー等による講演会等を通じて活用方法等の共通理解を図った。

（４）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによる教職員向け講演会とスクールソーシャルワーカーによる情報交換会

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：有り（１名）

○活用方法：スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言を行うとともに、研修会や連絡協議会における講師等を務めた。

（６）課題

スクールソーシャルワーカーから報告のあった事例をもとに、スーパーバイザーを招聘しての資質向上に向けた研修会を適宜開催できるように努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校と家庭環境の改善を図った活用事例（①、③）

不登校の高校生Aは家庭環境に問題があったため、学校は福祉機関に現状を伝えるとともに連携を構築し、さらには、家庭訪問等を通じて保護者と協力しながらAの登校を促すことにも取り組んだ。そのような中、高校を卒業して大学に進学したいというAの思いを聞いていた学校が、福祉機関では高卒認定試験から大学進学を目指したいとAが話していることを知り、福祉機関と情報交換を行い、対応を進めることとなった。学校はA及び保護者と学校生活と大学進学について話し合いを重ね、スクールソーシャルワーカーは福祉機関と連携して家庭環境の改善に向けたプランニングを行った。その結果、まずは、高校卒業に向けて取り組み、併せて大学進学も目指すことをA及び保護者が決断し、Aは登校して頑張ることを、保護者は家庭環境の改善に努めることを決意した。

【事例2】心身の健康確認を通して暴力行為の改善を図った活用事例（⑤、⑥）

中学生Bが家庭内で暴力を振るうという相談を保護者から受けた学校は、さっそくBと面談を行った。日頃の学校生活の中で、トイレに行けないことや耳鳴りがすることなど神経質な様子を訴えていたBだったが、面談を重ねる中で自分自身の不安な気持ちから暴力に及んでいることと精神科を受診したいことの申し出があった。学校から相談を受けたスクールソーシャルワーカーは、市の教育センター及び子育て支援課、保健所等との連携を図り、Bの発達確認や精神保健福祉相談等を進めた。その結果、Bには精神疾患等がないことが判明し、Bはその結果を納得して受け入れた。その後も、学校生活を中心に担任やコーディネーターの教員とスクールソーシャルワーカーが連携してBの現状等についての見立てを行い、必要に応じて関わりを図り、その結果、Bの家庭内暴力もなくなり、家庭生活や学校生活は落ち着き、高校進学にも結びついた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援の対象となった生徒数：中学校16名、高等学校51名
- 教職員等とのケース会議の開催回数：101回
- 関係機関等とのケース会議の開催回数：6回
- 連携した関係機関等：児童家庭福祉の関係機関8件、その他の専門機関2件

（2）今後の課題

スクールソーシャルワーカーの配置拡充。

和歌山県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１） スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動等の課題解決を図るため、教育分野に加えて社会福祉等の専門的な知識と技術を有するスクールソーシャルワーカー又はスクールソーシャルワーカーに準ずる者を市町村教育委員会及び県立学校に配置する。

（２） 配置計画上の工夫

県教育委員会から各市町村教育委員会及び県立学校に派遣。

県内３０市町村に、スクールソーシャルワーカーの配置希望について照会するとともに、実施希望市町村及び県教育委員会が配置の必要があると判断する学校について、活用計画書の提出を求める。

活動計画書及び地域の状況に応じて、配置日数等を考慮し、配置を行う。

（３） 配置人数・資格・勤務形態

○スーパーバイザー ５名 各５日×５時間

○スクールソーシャルワーカー １０名 各３０日～６５日×６時間

※資格：社会福祉士、精神保健福祉士

○スクールソーシャルワーカーに準ずる者 １０名 各４０日～８０日×５時間

※資格：教員、保育士、認定心理士、臨床発達心理士等

（４） 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は策定していないが、基本原則・プロセス・事例ケース等の活動内容及び活動形態を記載した「スクールソーシャルワーカーの視点」（リーフレット）を作成し、研修における活用を促すとともに、スクールソーシャルワーカー設置要綱とともに県教育委員会ホームページに掲載している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１） 研修対象：スクールソーシャルワーカー

（２） 研修回数（頻度）

ブロック別研修会（県内３地域×年２回）

連絡協議会（年２回）

ＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会（年１回）

全体研修会（年１回）

（３） 研修内容

ケース会議の持ち方について

課題別ケース会議（アセスメントと支援体制の構築について）

グループ協議

（４） 特に効果のあった研修内容

ＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会として、ＳＣ、ＳＳＷ、学校・教委担当者が共通テーマに基づいてグループ協議や、模擬事例検討を行うことにより、それぞれの専門性の違いや視点の共有が図れ、連携の必要性について共通認識することができた。

（５） スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 ５名

○活用方法 現地支援、研修会におけるスーパービジョン

（６） 課題

スクールソーシャルワーカーの人的確保と資質向上、コーディネーター機能の向上
各自治体及び学校のニーズに適応する配置日数の拡充

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題のための活用事例（①、③）

◇家族の状況◇

父、母、姉（高1）、兄（中2）、本人（小6）

両親とも定職に就かず、経済状況が緊迫。金銭管理能力も乏しく、健康保険・水道・電気・家賃など生活上必要な経費について1年以上の滞納がある。

◇SSWの関わり◇

教育相談委員会によるケース会議として、管理職、担任との情報共有や町福祉課職員、特別支援学校コーディネーター、障害者相談支援センター相談員を含めての協議を計8回実施。

家庭の経済状況の改善及び本人を取り巻く環境の調整を中心に関わりをもつ。

◇経過◇

定期的に担任と共に家庭訪問を行い、母親と面談を行う。町福祉課職員と連携し、障害者相談支援センターから母親への支援を行うとともに、社会福祉協議会の権利擁護を利用し、金銭管理の代行を依頼する。

本人については、中学校への進学が迫っていることから、中学校長、養護教諭にケース会議に参加してもらい、情報共有及び引き継ぎを行う。

【事例2】児童虐待のための活用事例（③、④）

◇家族の状況◇

母、本人（中3）、妹（小6）、弟（小4）

母は離婚後、家を空けることが多く、本人が小学生の頃から、母の代わりに家事をし、兄弟の面倒をみている。弟が学校で発熱した際、担任が家に弟を送っていくと、母は不在、家の中は散乱、布団もない状態であったため、学校から児童相談所に連絡。一時保護が検討されたが、近所に住む祖母が面倒をみる、ということで保護には至っていない。

◇SSWの関わり◇

要保護児童対策地域協議会への相談・動きの確認。

児童相談所、福祉課による定期訪問。学校での見守りの継続。

◇経過◇

本人について、学校にも居場所がなく、3年になって完全不登校の状態である。生徒指導教諭と唯一つながっている。学習の積み上げがないため、学力は低い、知的や発達面では特に問題はない。進学について本人の見通しをもたせるとともに、学校での居場所づくりに向けて、学校と連携して働きかけている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援対象の児童生徒が、平成24年度の211名から平成25年度は786名と大きく増加しており、SSW1人当たりに換算すると、平成24年度は21名だったが、平成25年度は43名になっている。

支援対象児童生徒が抱える問題については、不登校が30.5%、虐待を除く家庭環境の問題が24.1%となっており、次いで児童虐待も11.7%と高い割合を示している。

各事案に対するケース会議も、のべ400回以上実施され、2,000人以上の教職員及び関係機関職員が参加していることから、児童生徒の課題を複数の目で捉え、協働して支援体制を構築することにつながっている。

（2）今後の課題

- ・事業開始から6年目を迎え、固定的にSSWを派遣していることから、地域とSSWの密接な連携が図られている一方、各SSWが抱えるケースの増加が懸念される。各地域が抱える課題に対する迅速かつきめ細かな支援を行うため、配置人数・日数・時間の拡充を図る必要がある。
- ・県内の3地域の県立高等学校にSSWを配置したことから、各地域のSSWが連携し、小・中・高等学校間の情報交換を行うことのできるようなシステムを構築する必要がある。

鳥取県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた、関係機関との連携推進
- ・不登校問題の解決及び引きこもりを含めた長期欠席者への対応等

（2）配置計画上の工夫

- ・配置を希望する市町村に本事業を再委託し、それぞれの実情に合わせて週時数及び年間時数を設定
- ・市町村教育委員会内に事務局を設置し、スクールソーシャルワーカーの活動の拠点とする
- ・具体的な研修や活用については、各市町村教育委員会が実情に応じて計画

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町教育委員会ごとに配置人数、勤務形態等が異なる（県で2名、11市町で21名配置）
- ・資格（重複あり） 社会福祉士：11名、精神保健福祉士：2名、教員免許保有者：9名、心理に関する資格保有者：2名、特に資格を有していない者：5名

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定の予定はないが、連絡協議会等で、SSW・地教委・学校それぞれの立場においての活動方針等を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

＜県教育委員会主催＞

- ・関係市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者 1名
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・参加を希望する市町村教育委員会関係者

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（2）研修回数（頻度）

＜県教育委員会主催＞

- ・1回

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（3）研修内容

＜県教育委員会主催＞

- ・講義「スクールソーシャルワーカー配置プログラムについて」
- ・情報交換：担当地域での活動の様子やそこから見えてきた課題への対応について
課題解決のためのよりよい体制づくりについて

※市町教育委員会

例：アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討を行いながら、アセスメント、プランニング、モニタリングの実際を体験し、それぞれの内容及びその重要性を確認

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置：なし

（6）課題

- ・今後さらに事例の多様化、複雑化する状況のもと、スクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、スクールソーシャルワーカーのさらなるスキルアップ及び人材確保が求められる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童生徒の再登校支援及び未然防止のための活用事例（③）

スクールソーシャルワーカーの取組について

- （1）町要保護対策児童協議会及び福祉保健部局も交えたケース会議に、スクールソーシャルワーカーも専門的な視野から協議に加わった。その結果、家庭支援も踏まえた効果的な支援が可能となった。昨年度3名だった不登校児童生徒が1名となった。
- （2）これまでは、学校のケース会議開催に合わせての学校訪問が主であったが、ケース会議の有無にかかわらず学校を訪問し、教職員との情報共有に努める中で、教師自らが積極的にスクールソーシャルワーカーを活用しようとする姿が見られるようになった。

【事例2】不登校児童生徒の環境改善のための活用事例（③）

スクールソーシャルサポーターとの連携について

- （1）教育支援センター相談員をスクールソーシャルワークサポーターとして任用し、該当学校教員、スクールソーシャルワーカー等との連携とその充実を図る。
- （2）毎月隔週の火曜日に教育支援センター定例会を開催し、スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当者とともに対象児童生徒の状況確認及び支援方策の検討等を行う。
- （3）各学期2～3回の保護者懇談会を開催し、家庭・学校・支援センターが同じ方向で復帰支援に取り組むことで、該当児童生徒の社会性を高めるとともに、学力補充を行うことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会関係者、学校関係者がともに研修を深めることにより、問題解決に向けての支援会議等、具体的な動きについて共通理解がなされるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制づくりが年々充実してきている。さらには、配置市町教育委員会独自の研修等も実施され、事案対応の成果が出ている。

（参考）A町教育委員会（H25）の報告より

- ・支援の対象となった児童生徒数（小学校35名、中学校30名）
- ・不登校関連20件（解決：0件、好転：13件、支援中7件）
- ・児童虐待関連21件（解決：0件、好転11件、支援中10件）
- ・教職員とのケース会議（回数：21回、ケース：33件、参加教職員数：100名）
- ・関係機関とのケース会議
（回数：47回、ケース：49件、参加教員：185名、関係機関：143名）
- ・全教職員の共通理解が進み、全校体制で取り組む姿勢が定着してきた。
- ・教職員の視野が広がることで、潜在する事案をケースとして取り上げることができた。
- ・関係機関と定期的な情報交換を行い、学校との明確な役割分担をして組織的に対応することで、対象の児童生徒及び家庭に対して効果的な支援を行うことができた。

（2）今後の課題

今後もスクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、各市町教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの確保が必要となるとともに、県教育委員会として人材育成にかかる研修の充実が必要。

島根県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小中学校の不登校児童生徒数は、全国的に割合が高く県教育委員会としても重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちな子どもの増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成25年度は、17市町に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。

（2）配置計画上の工夫

〈出雲市〉派遣型として、4名のSSWが中学校区を基本として市内小中学校57校を分担して受け持つことで、保幼小中一貫して該当家庭にかかわることができるようにした。

〈大田市〉拠点校型として、定期的に学校との情報交換、支援会議等の時間を持ち、その情報をもとに関係機関と協同して家庭訪問あるいは保護者との接触を行い、諸課題の改善のために支援した。

〈隠岐の島町〉限られた予算、人員の中で配置する必要があるため、各学校への割当配置でなく、学校からの要請や委員会が必要と認める場合に時数を調整しながら派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

各市町村へ委託した事業において任用されたSSWは総勢30人で、資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員の退職者、教員免許保有者等である。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に事業の趣旨・実施方法（配置、選考、任用、職務、勤務形態、スーパーバイザーの派遣、連絡協議会の開催について等）・委託期間・委託手続・委託経費・事業完了の報告等を示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

〈安来市〉派遣型SSW1名 〈出雲市〉派遣型SSW4名 〈大田市〉拠点校型SSW2名

〈吉賀町〉巡回型SSW1名 〈隠岐の島町〉派遣型SSW1名

（2）研修回数（頻度）

〈安来市〉年3回 〈出雲市〉年間2回 〈大田市〉年間2回 〈吉賀町〉年間2回

〈隠岐の島町〉年間1回

（3）研修内容

〈安来市〉関係機関との連携について、事例を通しての児童生徒・保護者への関わり方について

〈出雲市〉情報交換、事例検討会

〈大田市〉事例検討会（島根県主催の研修会）、内閣府主催の研修へ参加

〈吉賀町〉他町実施の研修会（先進地域の実践紹介、事例検討会）への参加

〈隠岐の島町〉事例検討会（島根県主催の研修会）

（4）特に効果のあった研修内容

〈安来市〉県のスーパーバイザーから虐待事例に関する支援の在り方を研修した。また、児童相談所、市福祉課、特別支援教育関係者、インターネット検索事業会社等と情報を交換し、連絡・連携についての研修を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 県教育委員会に2名配置（東部地区1名、西部地区1名）。

○活用方法 県内のSSWへの指導・助言を行う。平成25年度は4回実施した。また県主催の研修会において、具体的事例を提供しながら、支援の在り方等の指導・助言を行った。また、SSWの効果的な活用が期待できるよう学校組織体制について、適宜指導・助言を行うことができるようにしている。

（6）課題

〈安来市〉いじめ、不登校等に関する研修、研修会の系統的・計画的な実施

〈出雲市〉SSW派遣の日程調整

〈吉賀町〉町独自の研修会を実施していないこと

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家族再統合のための活用事例（①④）

A児は、劣悪な養育環境及び本児の性的問題行動と発達障がいの課題等のケアのために療育施設に入所していたが、支援が終了したため学校復帰をすることになった。

療育施設に入所中に保護者が転居したため、A児が復帰する学校は、A児と保護者にとって初めての学校であり、不安感が強かった。また、受け入れる学校もA児の対応について戸惑いもあった。

S S Wは、学校と療育施設、市教委を交えたケース会議を何回も重ね、各関係機関の共通理解と具体的な支援について協議し、役割分担を明確にしていた。A児が新しい学校で必要以上に不安感を感じないように、事前に学校の下見をするとともに担任や管理職、支援担当教員との出会いの場を設け、互いに顔をあわせることで相互理解を深め、学校とA児の距離を縮めていった。またA児や保護者が安心して悩みが語れるよう、始めは信頼関係が構築されている療育施設のスタッフと定期的に面接の時間をとり、徐々に必要に応じて対応する形へと移行した。並行して学校や児相との相談体制も構築し、A児と保護者は療育施設に依存していた状態から、徐々に学校を信頼し、児相を利用しながら生活していく方向へシフトしていった。

【事例２】発達障がい支援のための活用事例（⑥その他）

B児は、同級生の物をとったり隠したりしていたことがわかり、担任より指導される。しかし再び同じ行動を繰り返し、その都度指導するものの、効果がなく学校はB児の対応に苦慮していた。その後も行動が改善されない為、学校からの要請によりS S Wを派遣した。

S S Wは、学校から情報を収集・整理し、今後の対応等を協議した。そして、B児は小学校中学年の頃に児童相談所が関わっていた経緯があり、衝動性も高いことから医療的アプローチも視野に入れ、児童相談所、医療機関や市福祉課等を交えたケース会議を学校側へ提案し、行うこととなった。

各関係機関からの様々な情報を共有・整理し、今後の役割分担も明確にしてチームで対応する体制を作った。その後も医療機関と連携しながら継続した支援につなげることができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① S S Wが福祉的な側面からの支援や環境調整に係ることによって、学校での組織的な取組が進み、県内の数値として、不登校では105件（32%）、いじめでは20件（59%）、友人関係の問題では15件（25%）、発達障がい等に関する問題では25件（33%）、また家庭環境の問題では53件（28%）が解決、または好転した。
- ② S S Wが市教育委員会主催の教職員を対象とした児童虐待に関する研修会で、コーディネーター役を務めたことで、現場の教職員への周知、啓発に効果があった。
- ③ 課題を抱える家庭に対して、学校側から依頼があり保護者の許可が出たところについては、保護者や本人とつながり、S S Wが学校とのパイプ役になった。課題が完全に解決したケースは少ないが、協働での家庭支援の結果、学校に行けなかった児童生徒が別室登校に至ったケース（2件）や、医療機関へつながったケース（1件）、病院との連携により受診を促すことができたケース（1件）などがあった。

（２）今後の課題

- ① S S Wのコンサルテーションによって、家庭への支援の在り方や関係機関との連携等、組織としての取組が向上した学校もあるが、S S Wに頼りがちな学校もある。管理職や対応の中心となる教員が、ソーシャルワークの視点を学校現場に取り入れ、教職員全体の資質向上が図られるよう働きかけをする必要がある。
- ② いじめ問題や、虐待のケースなどに、積極的にS S Wが関わったことで、問題解決に向かったケースがたくさんある。しかしその手法はかなりの力量が必要で、誰でも簡単に出来る手法ではない。スーパーバイズを受けたり、研修会に参加したりするなど、S S Wの資質向上や人材育成の機会を増やす必要がある。
- ③ どのケースもすぐに解決する事案ではないため、関わるケースは増える一方であり、それらにすべて関わりきることが難しい。

岡山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを大幅に増員し、県内の各市町村を4グループ（各グループを複数ブロックで構成）に分け、各ブロックを複数のスクールソーシャルワーカーが担当した。要請のあった学校へ派遣し、市町村教育委員会や地域の関係機関との連携を図りながら、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行った。また、スーパーバイザー1名を県教育庁義務教育課生徒指導推進室内に配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

社会福祉士または精神保健福祉士22名を、スクールソーシャルワーカーとして採用し、また、その他の福祉や教育の分野における資格・知識・経験を有する28名を、スクールソーシャルワーカーに準ずる者として採用した。非常勤職員として、5時間×週1～5回×42週の勤務を行った。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割（代弁・調整・仲介・連携・コンサルテーション・情報提供等）と基本的姿勢について記したリーフレットを、支援対象の児童生徒や保護者、学校、市町村教育委員会、関係機関に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員を対象としている。

（2）研修回数（頻度）

主に新採用者を対象にした研修を年度当初に6回実施し、スーパーバイザーによる指導を行った。また、全員を対象にした研修を年間3回実施し、大学教授による講義や演習を行った。

（3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度についての講話、グループワーク等を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

支援対象者別のロールプレイや、初回ケース会議を想定した演習、インシデント・プロセス法による事例研究は、実際に起こる問題への対応力を高めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 岡山県のスクールソーシャルワーカーとして長く勤務し、十分な知識と経験を有する者を、スーパーバイザーとして委嘱した。
- 活用方法 研修会での助言だけでなく、原則として新たに依頼があったケースのインテーク時に、スーパーバイザーがスクールソーシャルワーカーに同行して、アセスメントや支援に際しての具体的な助言も行った。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーの増員にともない、依頼ケースも増加したが、スーパーバイザー自身が実際の支援を行いながら助言することが必要なケースも多く生じた。今後、スクールソーシャルワーカーが、4地域の各グループ内で、事例検討の過程を通じて情報を分析する力や、問題の核心に迫っていく力を、相互に高め合っていくことは不可欠である。また、各グループのリーダーから定期的なフォローを受ける体制を構築することも必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策、いじめ・暴力行為・発達障害に関する問題等への対応のための活用事例

(①②⑤⑥)

中学校2年生の男子生徒は、非行グループと行動をとともにしており、対教師暴力や窃盗を行っていた。どの機関にも繋がっておらず、本人のニーズについての把握がなされていなかったため、スクールソーシャルワーカーは、本人との人間関係を築きながら、生活や教育、地域や家庭に対する本人のニーズを聴いた。本人は、進学に向けて学習したいと思っているが、友達の誘いがあること、自分自身が苛立つこと、家庭の事情で学用品が揃わないこと、そのために落ち着いて教室にいないことができないことなどを話した。非行グループの他生徒からの理不尽な頼みも断れない立場であり、また、幼少期から落ち着きがなく、自分でもどうにもならない、と思っていることがわかった。

スクールソーシャルワーカーは、本人のニーズを踏まえて、学校に教室内での個別対応を提案し、学生ボランティアには自宅での学習指導を依頼した。グループ化した生徒の非行防止対策としては、元警察官である県教委暴力行為対策アドバイザー、スクールサポーター、地域の支援者や近隣の交番に、学校訪問を依頼した。父親には借金があり、自己破産や生活保護申請の手続きを父親とともにに行った。

本人が感情のコントロールに困難を感じていたことから、医療機関での受診にスクールソーシャルワーカーが同行した。知能検査の結果を受け、本人や家族の要望も踏まえ、児童相談所へ同行して、本人の今後の生活のために療育手帳の取得手続きをとともにに行った。器物破損等の暴力行為があったために被害届も出されていたが、警察や家庭裁判所での聴取が円滑に進まない状況があると本人から聞き、それぞれの了解のもとで聴取の場に同席した。保護観察になったものの、現在、本人は志望校に進学し、就職に向けて勉学に励んでいる。

【事例2】 不登校・児童虐待（ネグレクト）への対応のための活用事例（③④）

小学校5年生の女子児童には、1年生の弟と4歳の妹がいる。父親は働いているが、借金の取り立てから逃げるため、本人の入学時に住民票の変更を行わずに他県から転居した。生活は苦しく、父親は借金返済に追われていた。

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行ったが、当初、家族は拒否的であった。しかし、スクールソーシャルワーカーの役割や支援の目的を伝え、父親は「周囲から虐待だと思われるかもしれないが、借金等で今の状態にならざるを得なかった。」と話してくれた。各種制度やサービスの情報提供を行ったところ、父親が決心して自己破産の手続きと生活保護課への相談を行うこととなった。スクールソーシャルワーカーは、本人と保護者の了解を得て、今に至った経緯や家族の思い、現在できることの限界について、学校に伝えて理解を求めた。自己破産の手続きは完了し、生活保護の緊急受給が決定した。経済的に安定し、学用品も揃い、子ども達は登校できるようになった。母親はパートタイムで働くようになり、生活保護からの自立を目指している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度に支援を行ったケースのうち、約6割のケースが改善・解決した。平成24年度には、スクールソーシャルワーカーの活用があった学校を対象に、「児童生徒の思いや考えを学校に伝えること」、「家庭と関係機関とをつなぐこと」等の15観点を設け、スクールソーシャルワーカーの働きについて、学校名を記入しない4件法での回答及び自由記述による評価アンケートを実施している。「保護者への専門的助言」や「学校への法制度やサービスに関する情報提供」については、約9割の肯定的回答を得ており、今後も調査・検証していく予定である。

（2）今後の課題

家庭や学校、医療・福祉機関との関係が複雑化した段階になって派遣依頼があることも多く、児童生徒の思いを適切に聴き取る技術を持ち、同時に、学校や関係機関と信頼関係を丁寧に築くことのできる人材の確保が望まれる。

学校に対しては、スクールソーシャルワーカーの役割について、ガイドライン等を用いた一層の周知が必要である。地域の保健福祉の担当課や関係機関から、その役割について理解を得るには時間を要すると思われるが、連携や協働に向けて改善すべき課題である。継続的で細やかな支援を行うため、スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会との支援計画の共有や、地域資源を活用した支援体制の構築を、さらに図っていきたいと考えている。

広島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

平成24年度から、学力向上と生徒指導を一体的に取り組む学力向上総合対策事業の一環として、家庭の学習環境に課題がある児童生徒の保護者等への支援を主な職務とする家庭教育支援アドバイザー（広島県ではスクールソーシャルワーカーを「家庭教育支援アドバイザー」として配置している。以下、「家庭教育支援アドバイザー」と表記する。）を、県内6中学校区に配置することとしている。家庭教育支援アドバイザーは、児童生徒が落ち着いて学習できる生活環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力を支援する。

（2）配置計画上の工夫

家庭教育支援アドバイザーは、県内6市町（熊野町、府中市、神石高原町、三次市、庄原市、福山市）の6中学校区に、計6名配置しており、平成24年度から平成26年度の3年間継続して同じ中学校区に配置することとしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 6中学校区に、計6名配置している。
- 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者や福祉事務所等の勤務等経験者から選考することとしている。（社会福祉士3名、福祉事務所等の勤務等経験者3名）
- 勤務時間及び勤務日は、昼夜間や日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日等にかかわらず、臨機応変に活動することができる労働条件としている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 主な内容
配置のねらい、資格と職務内容、勤務条件、研修等について示している。
- 周知方法
広島県の学力向上総合対策事業実施要領の中に、事業の一環として家庭教育支援アドバイザーの項を設けている。この学力向上総合対策事業実施要領を広島県教育委員会ホームページに掲載している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 家庭教育支援アドバイザー
- 家庭教育支援アドバイザー配置校を所管する市町教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等
- 上記以外で参加を希望する県内の市町教育委員会及び教育事務所の指導主事等

（2）研修回数（頻度）

年間2回程度

（3）研修内容

成果、課題及び事例についての情報交換・協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

ケース会議や関係機関との連携の進め方に関する情報交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

設置なし

（6）課題

児童生徒の家庭における学習環境の改善に向けた取組についてさらに研修を深める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭における学習習慣の定着のための活用事例（③）

2年連続して年間30日以上欠席している小学生に対して、家庭教育支援アドバイザーを活用して支援を行ったケースである。

支援を開始した当初、家庭訪問時に、家庭教育支援アドバイザーが母親に家庭での基本的な生活習慣づくりに係る助言を行うとともに、担任等が当該生徒の学習支援（生活ノート、宿題等）を行っていたが、家庭学習の習慣が定着するまでには至らず、一定期間が経過すると、家庭教育支援アドバイザーが訪問しても当該児童が会うことを避けることが多くなった。そこで、母親が当該児童をきちんと監護できるようにするため、家庭教育支援アドバイザーが母親と定期的に面談し、当該児童との信頼関係の構築を支援した。

その結果、家庭教育支援アドバイザーを介して、学校と母親との信頼関係を築くことはできたので、今後は当該児童の課題を解決することにより母親の精神的な負担軽減を図り、母親が当該生徒に関わる時間の確保を目指している。

【事例2】家庭における学習環境の整備のための活用事例（④）

父親からの虐待で児童相談所に一時保護されたことがある中学生に対して、家庭教育支援アドバイザーを介して関係諸機関と連携を図って支援を行ったケースである。

当該生徒の家庭でネグレクト傾向が慢性化していることが懸念されるため、教育委員会が中心となってケース会議を開催し、家庭学習の支援方策やDV・ネグレクトに係る関係機関の対応等についての協議を行った。参加者は、教育委員会、児童相談所、市町関係課、中学校、当該生徒の弟妹が在籍する小学校及び保育所であった。

その後、ケース会議で定めた支援方針に基づき、家庭教育支援アドバイザーが定期的に家庭訪問して保護者と面談するなどして家庭の状況を把握するとともに、学校において当該生徒への個人面談を実施したことにより、学校と保護者の関係が改善し、以前よりも明確に家庭環境を把握することができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー（家庭教育支援アドバイザー）活用事業の成果

平成25年度に支援対象となった児童生徒数は、小学校148人、中学校51人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。本事業は、平成24年度からの開始であり、今後、支援対象とする児童生徒数を増やすとともに、問題の解決又は好転を一層進める必要がある。

	総件数に対する割合	児童虐待を除く家庭環境の問題の件数に対する割合	発達障害等に関する問題の件数に対する割合
「問題が解決」又は「支援中であるが好転」	45.6%	35.1%	44.1%

また、配置中学校区からは、次のような成果が報告されている。

- 小学校、中学校ともに家庭学習の時間が増加し、宿題等の提出状況が改善されつつある。
- 家庭教育支援アドバイザーの働きかけにより、保護者の子どもの見方や接し方に好ましい変化があった。
- 教育委員会が主導して、情報交換及び指導の方針を確認する関係機関会議を定期的を開催することにより、関係者間の連携が円滑に行われるようになった。

（2）今後の課題

- 学力に課題のある児童・生徒の学習環境を整えるための保護者等への支援
- 関係機関等とのネットワーク体制の構築、連携・調整
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

山口県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うＳＳＷを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のＳＳＷを県エリア・スーパーバイザー（エリアＳＶ）として位置付け、家庭へ介入支援を行う弁護士・人権擁護委員等からなるファミリー・リレーションシップ・アドバイザー（ＦＲアドバイザー）と連携しながら、市町配置のＳＳＷを支援し、課題の解決を図る。

（２）配置計画上の工夫

- ・県内１８市町中（中核市を除く）、９市町にＳＳＷを配置
- ・やまぐち総合教育支援センターに、エリアＳＶを配置（未配置市町立学校及び県立学校対象）
- ・概ね市町単位において、ＦＲアドバイザーの設置（バンク形式）

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町配置ＳＳＷ（のべ２３） … 社会福祉士、精神保健福祉士（主に派遣型）
- ・県エリアＳＶ（３） … 社会福祉士、臨床心理士（非常勤職員：５時間×４日）
- ・ＦＲアドバイザー（２６） … 社会福祉士、精神保健福祉士、弁護士、医師、人権擁護委員、民生委員・児童委員（人材バンク：派遣型）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ＳＳＷの役割、支援の重要性、ＳＣとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「スクールソーシャルワーカー実践事例集」を各学校に配付し、周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

山口県においてＳＳＷとして活動している者、社会福祉士又は精神保健福祉士で、新規にＳＳＷとしての活動を希望する者、県市町教育委員会のＳＳＷ活用事業担当者等

（２）研修回数（頻度）

県社会福祉士会・県精神保健福祉士協会と連携して４回実施（新規ＳＳＷ研修２回・ＳＳＷ研修２回）

（３）研修内容

- ・県社会福祉士会ＳＳＷ委員会委員長（やまぐち総合教育支援センター）による講義
- ・「効果的なスクールソーシャルワーカー配置プログラム・実施マニュアル」を基に解説
◆講師 大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科教授 山野 則子 先生
- ・やまぐち総合教育支援センターＳＶによる講義、県内のＳＳＷによる事例発表 等

（４）特に効果のあった研修内容

県内の市教委とＳＳＷとが参加しての意見交換、事例に基づく困難事例への対応方法の解説等

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 … 有

○活用方法 … 市町ＳＳＷだけでは対応困難な事案に対し、必要に応じ、ＦＲアドバイザーと連携して、スーパーバイズを行う。

（６）課題

ＳＳＷが関わる事案については、多様かつ重篤な事案が多いため、更なる事例検討の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待についての活用事例（①④⑥）

小6男児A男は特別支援学級に在籍している。乳幼児期からてんかんの治療を受けており、言葉の遅れが見られるなど、療育相談で発達障害とも指摘された。このような中、A男の4年時、父親が「うつ病」になった。また、母親の不用意な言動による心理的虐待が疑われ、施設に措置入所することとなった。しかし、A男が問題行動を起こした際の施設の対応に、母親が一方的に不信感を抱き、約2ヶ月で措置解除となった。A男の5年時、父親の転職を機に、父親からも心理的・身体的虐待を受けるようになった。その頃から学校での暴言・暴力行為、教職員の指導に対する反抗など問題行動が多発した。

SSWは学校と市教委の要請を受け、ケース会議（学校管理職及び教職員、市教委指導主事、SSW、児童相談所、市福祉部局、小児科医、SC、警察）に出席した。本事例について情報共有するとともに、SSWが見立てを行い、それぞれの支援の役割を確認した。両親の養育不安があることから、A男の入院を検討するため、SSW・児童相談所が病院の精神保健福祉士と連携するとともに、SSW・児童相談所・学校・市教委がA男の受診について調整し、病院・SC・学校が母親への面談を行った。

A男は病院での受診後、入院することになり、療養生活を送りながら、家庭復帰をめざした。学校は病院と連携を図りながら、学習支援を行った。A男が入院してからは、母親は安定、父親の虐待もなくなった。

【事例2】不登校についての活用事例（①③⑥）

小5女児B子は、1年時2学期から不登校である。非常にわがままで、指導に従わず、友人関係を構築できない状態で、毎年50日程度の欠席が続いている。3年時から市の「教育支援センター」に週1日、通所することとなり、現在も継続している。多子家庭であり、家庭環境における福祉的な課題が多いことから、4年時からSSWが関わることとなった。

学校から市教委を通して派遣要請を受けたSSWは、家庭訪問等により、家庭環境のアセスメントを実施した。アセスメントの結果、結婚して別居しているが、B子の現状について心配している姉がいることが分かった。そこで、学校と協議の上、SSWが姉に面談し、生活の安定化を図るため生活保護の申請相談を促し、SSWが市福祉部局への相談に同行することや、不規則な生活時間の改善のため食事時間を決め、時間が過ぎたら片付ける等の約束事を母親と共に守ること、不衛生な生活環境の改善のため一部屋だけでもきれいにすることから始めるように家族へ提案する等の支援を行った。

姉をキーパーソンとして家族の協力をつくり出すことや、学校が家族の努力を認めるとともに、どうしたらよいのかを具体的に提案すること等により、徐々にではあるが、家族の意識に変化が見られるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

24年度対応ケース数は256件から25年度444件へ増加、支援対象児童生徒数も256人から353人へ増加した。市町配置を推進したことから、SSWをより活用しやすい体制が整備されてきたと言える。

（2）今後の課題

SSWの1日の平均勤務時間が2.4時間から3.8時間へ増加するとともに、好転率が46.9%から37.4%へ減少した。家庭の養育環境の変化等、解決困難な重篤事案が増加しているためと考えられる。

熱心なSSWがバーンアウトする例もあり、研修体制の更なる充実・強化や人材の確保、予算の確保による労働条件の改善等が課題である。

香川県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県立学校においては、平成１７年度からスクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という。）を配置し、その結果中途退学率、不登校率は減少傾向にある。しかし、生徒達は家庭環境等に関する課題を抱えており、その問題解決に向けて個別支援や家庭、関係機関との連携を行って対応する必要がある、スクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）を配置している。

市町・学校組合立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）においても、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題等を背景に抱えた不登校児童生徒が多いため、ＳＳＷを活用した専門的な指導・支援を行うことを主な目的としている。

(2) 配置計画上の工夫

県立学校に対しては、各学校からのＳＳＷ派遣要請の多い学校を拠点校とし、そのほか定期的に派遣する学校、要請があれば派遣する学校の３つに分けて、これらの学校を１５グループにし、そのグループ内で派遣日時の調整等を行っている。

公立小・中学校に対しては、市町・学校組合教育委員会（以下「市町」と言う。）がＳＳＷを配置するための経費を補助するとともに、県教委が委嘱するＳＳＷを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するＳＳＷや教職員のスーパーバイズを行っている。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- 県立高校・中学校・・・１１名を拠点校に配置し、全ての学校に派遣
(社会福祉学科等の大学教授、精神保健福祉士、社会福祉士、教員免許状所有者)
- 公立小・中学校・・・社会福祉学科等の大学教授２名、社会福祉士１名を、県ＳＳＷとして委嘱し、市町及び各学校の要請に応じて派遣
- 県教育センター・・・元児童相談所職員１名を配置し、各学校の要請に応じて派遣
- 市町が雇用するＳＳＷ・・・１０市町２４人
(社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、特別支援教育士、元教員等)

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、ＳＳＷ活用事業の実施要項を見直しており、県立学校については第１回教育相談連絡協議会で周知し、また、公立小・中学校については、関係通知文を出すとともに、年度当初の市町教育長会や小中学校長会等で周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ① 県立学校のＳＳＷ、ＳＣ、県立学校の教頭、教育相談担当者、生徒指導担当者
- ② 県立学校ＳＳＷ
- ③ 公立小・中学校に派遣するＳＳＷと、市町が雇用するＳＳＷ
- ④ 市町が雇用するＳＳＷと、公立小・中学校に派遣するＳＣ

(2) 研修回数（頻度）

- ① 年２回 ② 年１回 ③ 年１回 ④ 年２回

(3) 研修内容

- ① 第１回高等学校教育相談連絡協議会
 - ・ 事業説明「ＳＳＷ活用事業について」
 - ・ ＳＣ及びＳＳＷ紹介 ・ 事例発表第２回高等学校教育相談連絡協議会
 - ・ 「専門家を活用した学校の教育相談体制づくりについて」
 - ・ 「子どもの自殺予防について」「生徒支援のための社会資源の活用について」の講話
 - ・ グループ協議「ＳＣとＳＳＷが連携した取組みについて」
- ② ＳＳＷ研修会
 - ・ ＳＳＷ活用事業の課題について ・ 活動状況について情報交換
- ③ 小・中学校ＳＳＷ連絡協議会
 - ・ 活動事例検討、情報交換
- ④ 小・中学校ＳＳＷ・ＳＣ連絡協議会
 - ・ いじめの防止等についての研修、不登校の未然防止について協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- ＳＳＷとＳＣの連携、ケース会議の持ち方
- いじめ防止対策推進法に基づく対応の在り方について研修・協議を行い、ＳＳＷとしての役割を確認
- 「不登校の未然防止」について、ＳＣと合同で協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- 県教委が委嘱するＳＳＷをスーパーバイザーとして、要請に応じて市町や公立小・中学校に派遣

(6) 課題

- 平成２６年３月にＳＳＷの活用のためのガイドブックを作成し、学校に配布しているが、事例検討等の研修を行い、各学校においてより効果的な活用方法を検討する必要がある。
- 市町が雇用するＳＳＷの配置促進を行っているが、都市部から離れた市町においては人材不足が課題となっている。県としては、各種団体と連携したＳＳＷの育成・確保と、ＳＳＷの資質向上に向けた研修会等の開催が必要である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携した活用事例（①③⑥）

高校入学後欠席が続き、成績不良により補習を受けて進級したが、３年生ではほとんど学校へ来なくなり、担任が家庭訪問をしても会えない、連絡がつかないという状態が続いた。

学校は県教育センターの紹介で相談機関やＳＳＷに相談を行うようになった。ＳＳＷが中心となり、ＳＣ、学校関係者、関係機関（県子ども女性センター、市こども女性相談室保健師長、民生委員、県教育委員会）が集まりケース会議を行い、対応について相談を行った。ケース会議の中で、それぞれの立場でどのような支援を行えるかを話し合い、支援を続け、ＳＳＷの提案でメンタル・フレンドも活用した。その後、少しずつ学校へ出て来るようになった。

【事例２】不登校児童のための活用事例（③⑥）

家族の一人が突然亡くなり、その影響等で不登校と過食に陥っていた児童に対する指導に苦慮していた学校から、県教育委員会に対してＳＳＷの派遣要請があり、県教育委員会は、ＳＳＷ（大学教授）を派遣した。ＳＳＷが参加したケース会議では、ＳＳＷがアセスメントを行うとともに、具体的支援内容（①学習の遅れや食事の仕方などの具体的な支援を行うこと、②母親と学級担任及び教育相談担当教員・養護教諭との人間関係づくりを行い子育て支援すること、③児童相談所の職員を仲介にして約束事をつくること等）を提示して、指導方針や対応策を明確にした。また、これらの支援が進むなか、状況に応じてＳＳＷが支援全体をコーディネートし、関係機関から様々な支援をとりつけ、児童の状況は徐々に改善していった。

【４】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成２１年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、ＳＣ、ＳＳＷの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
中途退学者	１．２％	１．０％	０．７％	０．７％	０．６％
不登校生徒	１．４％	１．２％	１．０％	１．２％	１．０％

- ＳＳＷの活動が学校のニーズに応えるものとなっており、公立小・中学校では、家庭訪問等を通じたアセスメントが指導に役立ったという報告や、人間関係を構築するグループエンカウンター等の実施が、問題行動の未然防止の観点から効果があったなどとの報告を受けている。

(2) 今後の課題

- 平成２３年度から定時制高校に導入していたＳＳＷを、平成２５年度から全ての全日制・通信制高校・県立中学校にも派遣できるよう、２名からのべ１５名に拡大した。今後、ＳＣとＳＳＷがより一層連携し、教育相談体制の充実が図られるような取組みが必要である。
- 市町におけるＳＳＷの人材不足を克服するために、各種団体と連携したＳＳＷの育成・確保と、スーパーバイザーの派遣や研修会の開催による若年のＳＳＷの資質向上が必要である。

愛媛県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援」「いじめ、暴力行為、非行等の未然防止」「児童虐待への対応等」

（２）配置計画上の工夫

地域や学校の実態に応じた活用をねらいとしているため、配置方法については市町教育委員会に一任している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 １４市町に２０名のスクールソーシャルワーカーを配置している。平成２４年度から３名のスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、要請に応じて派遣を行った。

【資格】 資格及び人選については、教育や福祉の分野において活動経験のある者（社会福祉士、退職教員等）から市町教育委員会が人選した。

【勤務形態】 ２０名の配置の内訳は、単独校型３名、拠点校型１１名、派遣型３名、巡回型３名であり、原則１日４時間、年間９０日として実施した。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針に関する指針として、具体的に支援パターン、支援体制やＳＳＷの役割等について解説したＣＤデータを全ての小中学校に配布して周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会…県内ＳＳＷ２０名及びＳＶ３名
- ・スーパーバイザー派遣による事例検討会…派遣依頼のあった市町のＳＳＷ及び関係者

（２）研修回数（頻度）

- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会…年１回
- ・スーパーバイザー派遣による事例検討会…年３回

（３）研修内容

有識者等によりソーシャルワークに関する講義等を行ったり、各市町での事例を基に事例研究を実施したりした。

（４）特に効果のあった研修内容

各市町が抱える困難事例に基づく協議により、他の事例に解決の糸口を見付けたり、有識者からの指導・助言にヒントを得たりした参加者も見られた。また、同じスクールソーシャルワーカーとしての悩みや疑問を共有する機会になったことも有効な時間であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置…設置有

○活用方法 …平成２５年度に新たにスクールソーシャルワーカー活用事業を導入した市に対し、スクールソーシャルワーカーの備えるべきノウハウや連携の取り方等についてアドバイスを行うために派遣した。また、市町や学校からの要請を受け、事例検討会のアドバイザーとして派遣した。

（６）課題

スクールソーシャルワーカーが対応する事例は多種多様であり、参加したスクールソーシャルワーカーのスキルレベルや意識の差が激しい。研修はもちろんのこと、スクールソーシャルワーカー相互が連携することの重要性や危機意識の高揚を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①）

中学生と小学高学年の2人兄弟であるが、離婚後に母親の心身症が悪化し、緊急に病院に搬送される等、極めて家庭環境に困難を抱える状態があった。また、本兄弟は人間関係のスキルを持ち合わせず、周囲の児童たちとのトラブルが多く見られた。キーパーソンである母親の実母が、施設入所していた2人を引き取り、家庭生活に復帰させた。祖母は仕事に従事しながら、我が子や孫のために生計を立てていた。

この件に対し、スクールソーシャルワーカーは、学校、児童相談所、保健福祉課、医師等とのケース会議を実施し、共有と役割確認、今後の方向づけを行った。その結果、発達障害の傾向を持つ兄弟は医師の診断を受け、兄は通級指導教室へ、弟は情緒学級へ入級し、十分に個別の関わりを受けられるように配慮した。また、祖母も保健福祉課の配慮で保健師による家庭訪問やカウンセリング等の機会も設けてもらい、困難時の対処方法が具体的に実行された。更に、投薬が必要な本兄弟に特別児童扶養手当の受給が受けられるよう経済的に支援し、生活の困難な状態が少しずつ改善に向かった。発達障害への適切な対応で両名とも落ち着きが出て、学校生活にも適応し、友人も増え、自尊感情にも変化が見られ始めた。この間に母親の状態も良くなり始めた。兄は中学入学後も部活動で活躍し、弟も学習スキルの習得があり、祖母も孫たちの将来の就職にも希望をもてるようになった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（②）

異父兄弟の育児放棄をする母親から虐待を受けていた中学生男子生徒は、母親に対し、反抗的態度を示し、母親との関係が悪化していた。この件に関して、スクールソーシャルワーカーは、日頃から地域、専門機関との連携及びチーム支援体制を整備し、緊急時の対応や予防に従事しており、直ちに市町保健福祉課でケース会議を開催することとした。児童相談所、市町保健福祉課、警察、学校のチーム支援の強化を互いに共通理解し、本生徒のケアを継続しながら経過観察を行った。また、県教委派遣のスーパーバイザー、市町教育委員会も参加してのケース会議を学校で実施した。これらに参加した教員の意見として「これまでと違った見方ができて大変参考になった。」等、視野の広がりが見られた。

更に学校内ではケース会議で対応の焦点化を行い、キーパーソンを祖父にして家庭訪問の行った。また、母親に対しては、虐待者を責めないカウンセリングで相談活動を進め、学校からは食事等の家庭生活について母親への支援等を行った。その後、本生徒の遅刻が減少し、徐々に笑顔が増え、過敏な反応が和らいでいった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度の活動記録によると20名のスクールソーシャルワーカーが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した総件数は469件であり、そのうち「問題が解決した」が53件（11.3%）「支援中であるが好転した」が99件（21.1%）であった。また、平成25年度にスクールソーシャルワーカーを配置している当該市町における1000人あたりの児童生徒に対する不登校児童生徒数は8.4人であった。

（2）今後の課題

学校・家庭・地域・関係諸機関との行動連携の充実が急務であるが、保護者の考え方や価値観の多様化等により連携を図りにくいケースが増加している。また、学校による温度差が大きく、スクールソーシャルワーカーに対する認識や有用性をさらに啓発していく必要がある。

高知県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いてはたらきかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

（２）配置計画上の工夫

市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」と表記する）配置希望調査（市町村の課題、配置希望人数等）の提出を受け、県教育委員会で検討のうえ事業委託内容を決定している。市町村教育委員会は地域の実情に応じて、教育委員会、学校、教育支援センター等の教育機関にＳＳＷを配置している。また、すべての県立中学校については県教育委員会がＳＳＷを配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

２４市町村と３県立中学校に計４２人を配置している（実人数は３９人）。所有資格は教員免許（幼：４、小：７、中：１２、高：９、養護：２）がもっとも多く、次に保育士（６）、社会福祉士（４）、精神保健福祉士（２）、臨床心理士（２）となっている。勤務形態の内訳は、派遣型が１５名（３５．７％）、巡回型が９名（２１．４％）、拠点校型が１４名（３３．３％）、単独校型４名（９．５％）となっている。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ＳＳＷ市町村委託要項及び県立中学校派遣要項に、事業の趣旨等を明示しており、連絡協議会やブロック別協議会において適宜周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象、（２）研修回数（頻度）、（３）研修内容

回	研修名	日時	対象	内容
１	初任者研修会	５/１７	ＳＳＷ（初任者）	ＳＳＷの役割と専門性などの知識や技能についての研修を行い、活動の円滑化を図る。
２	ＳＣとの合同研修会	６/１１	ＳＳＷ、ＳＣ 市町村・県立中学校担当者	ＳＣとの効果的な連携について協議し、支援体制の充実を図る。
３	第１回連絡協議会	６/１１	ＳＳＷ、 市町村・県立中学校担当者	ＳＳＷについての専門的な研修を行うとともに、情報交換を行い多様なケースに対応できる資質の向上を図る。
４	ブロック別協議会	９/１０ ～１３	ＳＳＷ、 市町村・県立中学校担当者	近隣地区のＳＳＷと事例検討や研究協議、情報交換を行い、専門性の向上と事業における連携を図る。
５	第２回連絡協議会	１/３１	ＳＳＷ、 市町村・県立中学校担当者	支援活動に役立つ専門的、先進的な知識を得るとともに、事例協議を通じて資質の向上を図る。

※ＳＣ…スクールカウンセラー

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＣとの合同研修を実施して３年目になる。ＳＣとＳＳＷが連携した多角的な支援が徐々に広まってきている。また、ブロック別協議会で行う事例検討はＳＳＷのスキルアップ効果が高い。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

３名設置している。上記の研修会において指導助言を行うとともに、各市町村（学校組合）及び県立中学校に年間１～２回（１回あたり２時間）のスーパーバイズを行い、ＳＳＷの資質向上や活動の支援に努めている。

（６）課題

早期対応や組織的な支援体制を整えるために、ＳＳＷ同士やＳＣとの連携を強化する必要がある。また、ＳＳＷの対応力を高めるための効果的な研修の実施とともに、スーパービジョン体制の充実が課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の改善と不登校解消のための活用事例（①、③）

中学2年男子生徒のケース。小学校6年生の時は不登校。中学入学後、2学期から再び欠席が増え始めた。本児の兄も中学生のときに不登校。妹は小学生で保健室登校の状態。家は足の踏み場もないほどゴミが散乱している。母親は「片付けたいが、どこから手をつけてよいかわからない。」と言う。本児は、騒がしい教室が苦手、昼間の活動は「だるい」と言い、昼夜逆転の状態である。

SSWが家庭訪問をし、母親と面会しながら少しずつ信頼関係を構築していった。別室登校を短期目標とし、長期目標に高等学校進学を定め、母親と一緒に支援計画を話し合った。短時間の登校を毎日できるように、最初は母親と登校し、30分→1時間→2時間と学校に居る時間を伸ばしていった。

計画通りに進まなくても、「詰めない」「責めない」「できたことを評価」を重視しながら支援した。また、登校から別室までの動線を決め、行動に見通しを持たせた。さらに、ひとつひとつの行動をカードにして渡すことで理解しやすくしたり、生活の手助けのための「日誌」を提案したりした。

○登校のパターン化：家を出発→学校に到着→職員室に行き、先生に顔を見せる→別室を開けてもらう
登校できない時でも、電話連絡で自分の気持ちを伝えられるよう支援した（つながりやすい時間帯や話し方について明確に示した）。

一定の支援後、本児は自力登校が増え、自分で電話連絡もできるようになった。学校では「隠れる」「うろうろする」といった行動が無くなった。さらに、家族が家の外にある大量の粗大ゴミの一部を片付け始めた。母親からの「ゴミを何とかしたい。」という相談を受け、関係機関が集まった拡大支援会を開催し、家族の困り感を確認しながら行政サポートにつなげ、外回りのゴミを分別し廃棄できた。

当初、家の中の片付けは拒否していたが、母親から「家の中も片付けたい。」「子どもが机で勉強できるように。」という相談が出始める。次第に「先生、中に入って!」と入室を勧められるようになっていった。現在、室内の片付けの支援を継続している。

本児は表情が明るくなり、自分の意思が出せるようになった。制服を着て登校できるようになった。修学旅行に参加したり、友達が家に遊びに来るようになったりと、交友関係が広がった。意欲的に学習に取り組むようになった。

SSWと学校・SC・関係機関が連携し、解決好転につながったケースである。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」と「支援中であるが好転」の年度別状況（継続総件数に対する割合）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
問題が解決	5.9%	6.8%	9.8%	8.1%	7.1%	7.8%
支援中であるが好転	15.9%	18.7%	20.0%	23.0%	27.7%	28.5%

「解決」「好転」の合計が年々上昇しており、本県の事業が着実に成果につながっていると考えられる。

（2）今後の課題

SSWの配置を拡大し、支援件数の増加を図るとともに、社会福祉士等の専門的な資格を有する人材の確保に努める必要がある。また、支援ケースを「解決」「好転」につなげるためのSSWの資質向上については、効果的な研修を実施するとともに、チーフSSWの設置等によりスーパービジョン体制を充実させ、SSWへの支援を手厚くしていかなければならない。さらに、SSWの効果的な活用について、SCと連携した支援体制等の認知を学校や地域に広げ、活用を進めていくことも重要である。

福岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー（以下SSWとする。）配置の主な目的

関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るSSWを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置計画上の工夫

① 配置時間の弾力的運用の拡大

1市町村教育委員会に対して、1中学校を拠点校、他の全ての中学校を対象校として配置する（県内6市町に配置、19中学校で活用）。当該教育委員会は、配置時間を学校の実態に応じて振り分け運用する。

② 各教育事務所への設置

県内6教育事務所に1名ずつ、派遣型SSWを配置し、主に小学校のいじめの事案等への対応をする。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 6市町、6教育事務所にそれぞれ1名配置 SVは2ブロックに1名ずつ配置

② 資格 「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」等の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動実績があるもの

③ 勤務形態 各市町、各事務所により拠点校型、派遣型、巡回型で運用

SSW : 年35週、週当たり12時間の勤務

SSW・SV : 年35週、週当たり4時間の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

① 各研修会等で「SSWの活用についてQ&A」を用いて、SSW活用事業の内容と効果を知らせるようにする。

② 前年度のSSW活用報告書を基に成果と課題を明らかにし、年度初めのSSW運営協議会にて重点的推進事項として確認する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

担当ブロックSSW・SV、県配置SSW、配置市町村担当者（当番市町）、拠点校・対象校管理職及び担当者、教育事務所担当指導主事、参加希望SSW（市町村費負担）

（2）研修回数（頻度）

全体研修（年1回） ブロック別研修（毎月1回）

（3）研修内容

SVによる事例検討会を通じた指導・助言を行っている。SVの活用については、教育事務所担当指導主事がコーディネートして連絡・調整し、研修会等での活用や配置外の市町村での活用等を促進している。

（4）特に効果のあった研修内容

担当市町の事案を活用した事例研究を中心に行い、学校の立場や教育的な視点も意見として反映された上でSVが方策を精選する。

（5）SVの設置の有無と活用方法

○SVの設置

県内6教育事務所を2ブロックに分け、1名ずつ配置している。

○活用方法

それぞれのブロック単位でSSWへの指導助言を行う。

（6）課題

① SSWの質の向上とともに学校の活用スキルの向上

② ブロック別研修への参加体制の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困が要因と思われる不登校のための活用事例（①③⑥）

改善事例の概要〈保護者の精神疾患、兄弟の知的障害等、生活環境の改善に向けた取組〉

- （1）高等学校への福祉的支援への理解の促進：高等学校によっては、福祉的支援を必要とするケースを理解する機会のない学校もあり、そのことについて学校側に理解を促す取組からスタート。養護教諭を窓口支援を開始。
- （2）保護者のネグレクト傾向の改善に向けたケース会議の実施：母親の金銭管理、家事の放棄等から、親子関係が悪化し、修学意欲の低下が不登校の大きな要因となり、学校と家庭の連絡がつかなくなったため、SSWが介入。学校、SSW、福祉関係機関、病院とのケース会議を実施。
- （3）課題への対応：現状から各機関の役割分担や目標の共通理解をすることで、保護者の通院と福祉サービス活用の実現につながり、家庭環境の安定につながった。
- （4）本人の居場所づくり：本人と日常的に関わる人材や校内における居場所づくり、関係機関との連携を依頼。本人が緊急に一時保護された時には、児童相談所と高校との連携のもと、通学への協力が得られ、本人の就学意欲の改善につながり、精神的な安定が図られ、家庭生活状況も落ち着いていった。

【事例2】保護者の精神疾患が要因と思われる不登校のための活用事例（③④⑥）

改善事例の概要〈保護者によるDV、保護者の精神疾患、兄のひきこもり等〉

- （1）関係機関からの情報収集：学校から本人や家庭環境についての状況等の情報収集後、保護者との面談を通して、家庭や本人が抱えている様々な課題を整理した。
- （2）ケース会議の実施：関係機関で家庭の状況についての共通理解を図り、各機関の役割分担の明確化。支援の方向性の確認後、家庭への介入。
- （3）課題への対応：保護者のうつに対する病院への同行受診、自立支援医療の手続き、地域の支援事業所との連絡。保護者によるDVに対する介入の調整（家庭児童相談所、市のDV担当窓口との連携）。兄のひきこもりに対する支援機関の紹介と利用手続き等の支援。学校からの本人の学習についての支援。
- （4）本人の不安や負担の軽減による学校復帰：学校での居場所づくりとともに、家庭内のDVに対して緊急避難支援体制ができたことや、保護者の病状の安定を図ることができたこと。兄のひきこもりからアルバイトができるようになったことなどが功を奏し、登校できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 配置校におけるSSWの活用状況（平成25年度）

- 不登校についての支援状況・・・解消16.7%、好転22.1%、支援中44.9%、その他16.1%
- 児童虐待についての支援状況・・・解消22.2%、好転38.9%、支援中25.9%、その他12.9%
- 児童虐待を除く家庭環境の問題についての支援状況・・・解消17.4%、好転30.4%、支援中41.3%、その他10.8%

※SSWが介入して解消、好転するケースが全体の40%～50%を占めており、関係機関との連携等をスムーズに行うことで問題の解消、好転につながることが明らかである。

② 配置校については、校内教育相談体制の組織的取組の推進につながっている。

（2）今後の課題

SSWの市町レベルでの独自配置の増加や大規模都市での配置数の増などにより、これら以外の市町村においては、活用できるSSWの絶対数が減少し、学校現場の経験の浅いSSWの割合が相対的に増加している。このため、SSWの質・量の確保が課題となっている。

佐賀県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育支援体制を整備する。

（２）配置計画上の工夫

平成２４年度から各教育事務所管内にスクールソーシャルワーカーの資質向上のための指導、助言等を行う「スーパーバイザー」を４名配置。平成２５年度は５名の「スーパーバイザー」を配置することで、さらなるチーム支援体制の強化を図る。

（３）配置人数、資格、勤務形態

- ・県内１９市町に１６名を配置。
- ・主な資格は、【有資格者】社会福祉士、精神保健福祉士（時給３，０００円）
【準ずるもの】教員免許状取得者、民生委員など（時給１，５００円）
- ・１日６時間×週４日×３５週を基本の勤務形態とした時間給非常勤で、一人当たりの年間勤務時間は原則８４０時間を上限とする（ただし、複数の市町を兼務する場合は、１，０４０時間を上限とし勤務することができる）。
- ・夜間の対応も可能なように、Ｈ２３年度から勤務形態を非常勤嘱託から時間給非常勤に変更した。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」（ビジョン）については、策定していない。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者、各教育事務所担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

年間１回

（３）研修内容

- 事例発表（スーパーバイザー２名による事例発表）
 - ・「スクールソーシャルワーカーの役割」
 - ・「学校と適応指導教室との連携とその後」
- 情報交換
 - ・グループ協議（学校、担任との連携について・関係機関との連携について・支援体制について）
 - ・全体協議（成果があった取組について）

（４）特に効果のあった研修内容

他地区のスクールソーシャルワーカー、市町教育委員会の担当者及び教育事務所担当指導主事でグループ協議を行ったことで、他地区の取組が参考となり、幅広いケースに対応するシミュレーションができ、関係機関との連携においても幅が広がった。

（５）課題

スクールソーシャルワーカーの配置時間を活用して研修会を行っているため、年間複数回の開催が難しい。また、今後はスクールソーシャルワーカーの資質、技能の向上を優先したより内容の濃い研修会にしていきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①）

母子家庭で母親が無職で収入がなく、金銭面の不安から、全般的に生活が安定していなかった。この家庭環境は子供に影響し、徐々に学校への登校しぶりが見られるようになった。学校での生活も落ち着きがなく、友達とのコミュニケーションもうまくとることができなかった。

そこで、スクールソーシャルワーカーがハローワークと連携し、まず母親の就労支援を行い、母親が仕事を始めるようになったことで、生活が安定し始め、子供の学校への登校しぶりも改善された。また、友達がいなかったことが改善するなど、子供の生活も安定していった。

【事例2】不登校対策のための活用事例（③）

怠学的要因で突然不登校となったと思われていた生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが母親との面談や学校との情報共有を行った。また、学校と情報共有及びこれまでの経緯を知るために出身校及び市町教育委員会、スクールカウンセラーと連携して生徒の状況を分析した結果、不登校要因には学校が把握していなかった学習障害があることがわかった。

その後、NPO 法人と具体的な支援策を検討し、環境を変えることが良いという結論に至った。その結論は本人に安堵感を抱かせ、不登校が原因で家庭内不和であった状況から家庭内に会話が生まれ、本人、保護者共に深い感謝の意を表された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度における不登校に関するスクールソーシャルワーカーの支援件数は、204件で、そのうち88件（43%）が解決または好転した。また、家庭環境の問題に関する支援件数は172件で、そのうち84件（49%）が解決または好転している。

このことから、スクールソーシャルワーカーによる支援は、不登校や家庭環境の問題に対して、対応した半数近いケースを好転へと導き、現在の本県の教育には必要不可欠な存在といえる。

（2）今後の課題

児童生徒や保護者はもちろん、学校や市町教育委員会からの期待やニーズに応えられるよう、児童生徒の置かれた様々な環境や諸問題に対応できる多くの経験値と資質向上が求められる。

この課題解決のために、平成24年度から配置しているスーパーバイザーを有効に活用し、スクールソーシャルワーカーの専門性を一層高めるための支援を行っていく。

（平成26年度は、スーパーバイザー連絡協議会を年間5回開催し、また新たに県立学校への派遣を実施予定。）

長崎県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

不登校対策プラン等各市町が独自に策定する生徒指導対策の中に、スクールソーシャルワーカーを意図的・計画的に位置付け、積極的な活用を図ろうとしている市町へ配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 9名（社会福祉士6 言語聴覚士1 元教職員2）

原則として1日6時間で、週3日の年間35週を基本とする。（年間630時間）

※ 勤務の形態は、学校等の実情に応じて、県教育委員会と関係市町教育委員会が協議のうえ時間や日数等を調整する。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成25年4月に配置市教育委員会をとおして各小中学校へ周知した。主な内容は、スクールソーシャルワーカーの職務内容及び効果的な活用の流れ等を示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：関係市教育委員会事業担当者及びスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）：年1回（8月実施）

（3）研修内容：「学校内におけるチーム体制の構築と支援について」の講演と、各市の活用状況の報告や全体協議を通して、優れた取組を共有した。

（4）特に効果のあった研修内容：各市の優れた取組の共有及び「学校内におけるチーム体制の構築と支援について」の講演内容

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：SVの設置 なし

（6）課題：協議会の内容及び開催時期の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不適切な養育家庭への支援のための活用（①）

1 相談内容

学校からの相談。本人の虫歯の治療を母親へ伝えてきたが、放置され虫歯だらけで真っ黒な状態。母親の歯も同じ。本人は洗顔や歯磨きの習慣もなく、衣服の汚れや体臭がする。性格は素直で明るい、学力は低く理解するまで繰り返し教えている。家庭訪問をしても自宅に入るのは保護者が拒否をするので、誰も入れていない状態。だが、家の周囲はゴミが散乱しており、部屋の中も同じ状態ではないだろうか。進路のこともあり、保護者と話し合いたいが拒否感が強くSSWの派遣依頼があった。

2 地域から家庭についての情報収集を行い見えてきたこと

連携機関：在籍していた小学校、中学校、市保健師、民生児童委員、市町児童福祉部局、保護課、特別支援学校、医療機関

家庭環境：両親と兄、本人(中3)の4人家族。両親は共働きだがパート就労のため生活は困窮状態。両親の養育能力が低く、乳幼児から地域の保健師との関わりがあったが、予防接種はBCGのみ。あとは未接種。地域では要支援家庭の認識があり関わろうと努力されてきたが、保護者が受け入れない状態。

3 支援経過

情報をもとにケースの見立てをし、保護者との信頼関係を築きながら家庭を地域資源につなぐことで、機能不全の家庭機能の回復を図った。

i 養育環境の改善(経済も含め) ii 保護者への支援 iii 本人の身辺自立 iv 医療機関への受診への支援を具体化していった。保護者との信頼関係を築くため週1回の家庭訪問を繰り返し、父親と連絡が

取れるようになる。両親ともに周囲からの支援を、自分達への批判と受け止めていた。家族が健康で安心して暮らせるようにと話し合いを続け、ＳＳＷ同伴で市町児童福祉部局、保護課へ相談し、生活保護の受給による生活の安定と家族に必要な医療受診を図る。また、自宅へは、同敷地内に住む祖父の力も借り保護者の同意を得て入れた。小さなキッチンの流しはゴミが詰まり使用不可。２部屋あったがどこもゴミの山であった。また自宅に入浴設備がなく洗濯機や冷蔵庫も壊れた状態であったため、市営住宅の申し込みとなった。本人に対しては、保護者に十分説明をし同意をとり療育手帳の取得をし、特別支援学校(高等部)へ入学し、現在は身边も含めた自立のために学んでいる。

4 振り返り

当時の現象をみれば、ネグレクト家庭であったが、本人も保護者も家庭での生活を望まれた。保護申請や療育手帳の取得など保護者だけでは手続きが難しく、担任教諭やＳＳＷなどが同伴しサポートを行った。継続したサポートが必要なご家庭なので、主たる支援を市町児童福祉部局へ依頼し、ＳＳＷの直接支援は終了した。

【事例２】不登校改善ための活用事例（②いじめ ③不登校 ⑥その他（心身の健康に関する問題））

【事案内容】転出前の学校でいじめを受け、母方祖母の住む本市に転居したが、転出先の学校で不適応感が顕著になり、その後不登校になる。医療機関と連携することで学校復帰した事案

【関係機関】学校、医療機関Ａ、医療機関Ｂ

【概要】

- ① 小学５年の後半に、母親と子で本市に住む母方祖母を頼って転居する。
- ② 小学６年になり、クラス替えとなり、５年生時に仲が良かった子と離れたことをきっかけに登校しぶりをし始める。
- ③ 母親は朝早くから夜遅くまで仕事が忙しく、子とも関わりが持てない印象を学校は強く感じていた。
- ④ また、母親は学校に対して非協力的で、話し合いの場を設定することが難しく、両者を取り持つ形でＳＳＷが介入をする。
- ⑤ ＳＳＷは母親との面談を実施し、登校状況が改善しない場合に子のかかりつけの心療内科の主治医と面談等で連携させてもらうことを伝え、了承を得る。
- ⑥ 夏休みが明けても登校状況は改善せず、昼夜逆転や精神状態の不安定さが顕著になったため、学校長、担任、ＳＳＷの３人で主治医との面談を実施。子がＳＯＳのサインを出せるような環境調整をすること、注意深く見守ること等のアドバイスをいただく。
- ⑦ その後、ＳＳＷは再度母親との面談を行い、子には中学校進学に向けて生活リズムを整えることを目的として入院を提案する。母親は承諾し、医療機関への入院となる。

【その後】

- ◇入院後は、一旦転校となったが、毎日元気に登校することができた。
- ◇入院中はこれまでの自分を顧みることができたり、ソーシャルスキルを学んだり、有意義な入院生活を送ることができた。
- ◇その後、３か月間の入院を得て、卒業前に退院となり、元の小学校に戻る。
- ◇小学校最後の卒業式には元気に出席することができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① 配置した市教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの活動機会が増え、児童生徒の問題等に対する支援が増加した。
 - ア 対応学校数は、２４年度の１５１校から２５年度は１９１校に増加している。
 - イ 支援件数は、２４年度の４８５件から２５年度は６８１件に増加している。
 - ウ 一週間あたりの訪問活動の回数は、２４年度の１９．７回から２５年度は２０．０回に増加している。
 - エ 教職員等とのケース会議で扱った件数は、２４年度の３５５件から２５年度は５３０件に増加している。
- ② 配置した９市のうち３市は、本事業の有効性を実感し、独自予算により配置人数を拡充している。

（２）今後の課題

- ① スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修内容の工夫
- ② スーパービジョン体制の構築

熊本県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の未然防止及び解消のために、学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置する。

SSWは、関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策（以下「総合対策」という。）を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

（2）配置計画上の工夫

平成25年度は、県内すべての教育事務所、1市教育委員会と県立高校3校（拠点校）に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を支援対象としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

平成25年度の配置人数は19人（精神保健福祉士のみ6人、社会福祉士のみ6人、両資格所有7人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、1教育事務所当たり、原則として1日6時間、週2～5日勤務、県立高校は週2～4日勤務とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

県教育委員会では、文部科学省のSSW活用事業実施要領に基づき熊本県SSW設置要項を定め、義務教育課での事業名を「熊本県子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業」として実施要項を作成し、職務内容等を教育事務所、市町村教育委員会、学校に対し周知している。

また、教育事務所では、サポートチーム等の活用マニュアルを作成し、活用方法等を学校へ周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア 県連絡協議会

スーパーバイザー（以下SV）、各教育事務所配置のSSW（全員）及び各市町村各市町村のSSW（希望者）

イ 地域事例研究会（各地域で、必要な時期に事例研究、及びSVによるスーパービジョンを実施）

関係SSW及び関係教育事務所担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

ア 県連絡協議会・・・年5回（義務教育課）

イ 地域事例研究会・・・年13回（義務教育課）・年1回（高校教育課）

（3）研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（4）特に効果のあった研修内容

グループ別事例研究及びスーパービジョン

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置済み

○活用方法 県連絡協議会及び地域事例研究会に参加していただき、事例研究及びスーパービジョンを実施。

（6）課題

- ・ 地域事例研究会は、各地域やスーパーバイザーの都合に合わせて開催しているため、地域での合同開催となることも多く、個別の事例によっては時間内にスーパービジョンを受けにくい。
- ・ SSWの手法を周知し活用できるよう、校内研修や生徒指導担当者会議におけるSSWの講話や演習等の時間確保も必要であるが、事案への対応要請が多く、時間確保が困難な状況である。
- ・ 新規のSSWについては、教育行政の体制など基本的な対応の在り方も研修する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消に向けた家庭環境改善のための活用事例（③⑥）

不登校生徒、保護者と学校の見解の相違等があるなど、学校の指導が届きにくい家庭環境である保護者への支援について、学校、本県が独自に教育事務所等に配置している学校支援アドバイザー、スクールカウンセラー、福祉部局関係課や児童相談所によるケース会議を開き、対応の方向性を明確するなどの連携した支援を継続した。その後、保護者も精神的に安定し、学校との関係も再構築され、生徒も落ち着きを取り戻していった。

【事例2】不登校生徒の原因追求のための活用事例（③）

発達障害があり不登校になっている生徒が、進路変更を希望して相談してきた。障害を隠して新たな道を選ばせようとする父と、障害を明らかにして新たな道を選ばせようとする母の間にスクールソーシャルワーカーが入り、本人の意識の中に能力的な不安があることを両親に伝え、就労の支援を受けながら継続可能な仕事を考え、進めていくことになった。ヤングハローワーク登録、障がい者就労・生活支援センターにおける適性検査の実施を進めていくことにより、方向性の検討を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア SSWの役割や職務内容等について、市町村教育長会、校長会等への啓発が進み、平成25年度も継続して支援した児童生徒数が659人、訪問活動回数は5064回となるなど、SSWへの支援要請が多かった。

イ 教師では対応が難しかった家庭の課題等について、SSWが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、医療面、心理面等から的確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等の改善が見られるようになった。また、担任が一人で抱え込まないように、全職員の意識を高め、組織としての指導支援が行えるよう支援を行った。

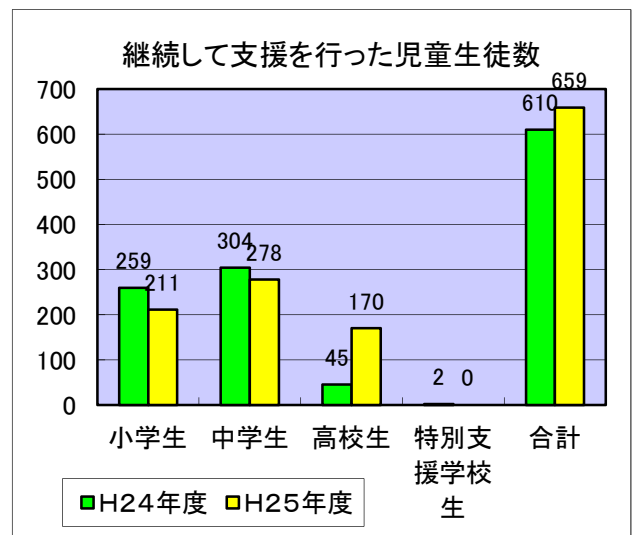
ウ 単県事業として各教育事務所に配置している、日常的な個別相談を行う「学校支援アドバイザー」とSSWが連携し、情報を共有し支援をすることができた。また、平成25年度は、スクールカウンセラーを、学校配置の他に全教育事務所にも配置したので、教育事務所長のリーダーシップのもと、三者が連携し、役割分担をしながら、保護者や児童生徒に対して、的確なアドバイスや支援を行うことができるようになった。

エ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。

（2）今後の課題

ア SSWが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた児童生徒がおり、SSWへのニーズは高い。全ての事案に対してSSWが対応することは難しく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、SSWが行う福祉的手法等について啓発を図る必要がある。

イ 本県では社会保健福祉士または、精神保健福祉士の資格をSSWの資格要件としていることや市町村独自にSSWを配置されるところもあり、質の確保が課題である。事象の複雑化に伴い、スーパービジョンの実施などスーパーバイザー体制の必要性に鑑み、必要に応じてスーパービジョンが実施できるよう活用の工夫を図っていく必要がある。



大分県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校等の問題に対し、ケース会議で、指導・助言を行ったりする。また、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、家庭環境等へ働きかけ、児童生徒や保護者の問題解決を図るために、ＳＳＷを配置した。

（２）配置計画上の工夫

- ・町に各一人配置することにより、きめ細かい関わりができるようになっている。
- ・指導主事、ＳＣ、ＳＳＷが密に連携することで、迅速かつ丁寧な対応を目指す。
- ・適応指導教室の経営を兼ねており、不登校児童生徒を長期的な目で見て対応している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数～３名
- ・資格～臨床心理士取得予定者（１名）、教員免許状（１名）
- ・週３日勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・市で独自の活動方針を作成し、校長会や全市集会（全教職員参加）で周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ＳＳＷ、ＳＣ、指導主事連携会議

（２）研修回数（頻度）

- ・定期的な会議はもてていない。
- ・必要に応じて年間２回程度（改善する必要は感じている）

（３）研修内容

- ・各機関の連携と実態把握
- ・各種事例についての検討
- ・成果や課題の出し合い

（４）特に効果のあった研修内容

- ・各種事例に沿った対応の協議

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶ：設置していない

（６）課題

- ・多様な実態に対応するための時間や人数の確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①）

小学校6年生のA児。家庭の生活状況も厳しいため、市から各種補助を受ける要因を満たしていた。しかし、保護者が高齢で手続きを行うこと自体に難しさがあったので、SSWが中心となって、学校・市教委・市各課と連絡調整を行い、A児の家庭の場合どのような補助を受けることが可能なのか、確認作業を行うとともに、市教委指導主事や学校と連携して家庭訪問を行い、説明を行うとともに補助の手続きの支援を行った。

その結果として、就学援助をはじめとして各種の補助を受けることができるとともに、保護者の精神的な支援もできた。

【事例2】 不登校のための活用事例（③）

小学校4年生のB児。発達障がいもありそれが原因で不登校になっていた。SSWは、保護者との面談を繰り返す中で、保護者の困りを整理し、学校で開かれるケース会議の支援を行っていった。ケース会議では、B児の登校指導の支援や、放課後の居場所について、また保護者の勤務状況について課題が集約されていった。

登校の支援については、学校が対応できないときに支援を行うことを行った。放課後については、市内に新設された発達障がい児向けのデイサービス施設を紹介し、その子の放課後の居場所づくりの支援につながった。保護者の勤務状況については、子育て支援課との連携を図り、保護者がより時間を確保できる職場に転職することができた。さらに、ケース会議を重ね、B児は特別支援学級に在籍することになり、新年度は不登校の状況を脱することになった。

SSWは上記のあらゆる場面で、指導主事とともにコーディネート役を行い、課題の解決を図ってきた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWが関わったことが要因で課題が解決したと言い切れるものではないので、正確な数値は把握できていないが、設置が2人体制だったH22～H23年度に比べ3人体制になったH24～H26には相談件数が増加するとともに、学校と他機関との連携がとれるようになってきた。

その要因として、単純にSSWの数の増員もあるが、学校がSSWの活用価値を理解し、課題の解決に向けて連携する大切さを実感できたことが大きいと考える。

現在は、不登校問題および特別支援の対応について主に活用されている。

（2）今後の課題

連携が進むについて、事例の全体的な把握や進捗状況の整理が難しくなっている。

宮崎県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有する専門家を「スクールソーシャルワーカー」として学校などに派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことを目的としている。

（２）配置計画上の工夫

県内全域への配置及び派遣要請に対する迅速な対応、地域の実態に応じた対応等が図れるように、各教育事務所（中部・南部・北部）にスクールソーシャルワーカーを配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】・中部教育事務所 ４名 ・南部教育事務所 ２名 ・北部教育事務所 １名

【資格】・精神保健福祉士・社会福祉士・認定心理士・看護師・幼、小、中、高等学校教諭免許状

【勤務形態】・１日あたり６時間、勤務日数１０７日を基本とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本県では、「スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項」を作成し、事業の趣旨、内容や実施方法の周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー８名（スーパーバイザー１名を含む）

（２）研修回数（頻度）

・県教育委員会主催 年３回 ・各教育事務所主催 毎月１回

（３）研修内容

【県教育委員会主催】

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー合同連絡協議会（２回）
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント合同連絡協議会（１回）

【各教育事務所】

- ・スクールソーシャルワーカー研修会（運営協議会）

（４）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラー及びスクールアシスタント合同による情報共有、行動連携に向けた協議

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 ・県内に１名を配置している。

○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーへの指導助言及び相談
- ・教育委員会が主催する研修会等での講義
- ・連絡協議会及び運営協議会における指導助言

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質の向上に向けた研修の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの勤務条件等の充実
- ・スーパーバイザーの有効活用
- ・スクールカウンセラーやスクールアシスタント等との連携

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】

暴力行為のための活用事例（⑤）

年度当初から生徒指導が困難な状況にあった中学校において、教師の指導に従わず暴力行為を繰り返す生徒への対応に苦慮していた。学校からの依頼でケース会議に参加したスクールソーシャルワーカーは、警察や児童相談所等の関係機関と積極的に連携を図るよう助言を行った。関係生徒に対するカウンセリングや教育相談、関係機関との積極的な連携が進み、次第に暴力行為が減少し改善がみられるようになった。

【事例２】

不登校対応のための活用事例（②、③）

小学校４年生の頃に県外より転入し、５年生からいじめを理由に不登校となる。母親が学校に不信感をもっていたため、スクールソーシャルワーカーが適応指導教室等と連携し、本人の基礎学力向上の対応にあたるとともに、母親の精神面のケアに努めた。また、中学進学に際し、新たな人間関係構築を図りたいとの本人の希望もあり、学区外申請の手続きを図ったことにより、中学校入学を機に登校ができる状態まで改善が図られた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 本事業の周知が図られたことによって、支援対象となった児童生徒数も増加している。また、平成２５年度の対応件数は４３８件となり、学校からの派遣要請が増加している。

（支援対象児童生徒数の推移）

平成２３年度（２０３人） 平成２４年度（２３５人） 平成２５年度（３３３人）

- 支援対象となった児童生徒数の増加は、本事業を通して、各学校の教育相談体制の充実が図られた結果だと思われる。

（２）今後の課題

- 支援件数が大幅に増加している反面、支援件数に対する解消率（好転も含む）が、３年連続で減少している。

平成２３年度（７２．５％） 平成２４年度（５４．３％） 平成２５年度（４６．８％）

- 本事業のニーズの高まりに対して、人材の確保及び財源の確保が厳しい状況にある。より効果的な活用を図るためには、職務内容の明確化や研修の充実など、スクールソーシャルワーカーを取り巻く環境のさらなる整備が必要である。

鹿児島県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

（２）配置計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村の希望を踏まえて、設定するようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

４６人のスクールソーシャルワーカーを２６市町に配置している。（市町間兼務６人）
教員免許状１８人、社会福祉士２人、精神保健福祉士１人、その他２５人
単独校型４人、拠点校型２６人、派遣型１６人

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ア 事業内容…研修会等の開催、連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーとしての業務推進 等

イ スクールソーシャルワーカーの職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への積極的な働き掛け
- ・福祉機関等の関係機関・団体との連携・調整、ネットワークの構築の充実推進
- ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援の充実
- ・保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供
- ・教職員等への研修活動 など

ウ 県の活動方針を各市町に示し、各市町の実態に応じて活動方針を作成するとともに、スクールソーシャルワーカーの役割等について周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ア 委託市町のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

イ 委託市町以外のスクールソーシャルワーカー及び担当指導主事等

（２）研修回数（頻度）

県としては、年３回実施（年２回開催の連絡協議会においても研修に係る内容を含めている）

（３）研修内容

『スクールソーシャルワーカーの取組』（大学准教授）

『スクールソーシャルワーカーの役割と連携について』（大学教授）

（４）特に効果のあった研修内容

ア スクールソーシャルワーカーと関係機関との連携に関する理解

イ エコマップ、ジェノグラム、支援計画シート等を使ったアセスメントに係る演習

（５）課題

ア 事例に基づいた研修の深化

イ スクールソーシャルワーカー間の連携した取組

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校に関する活用事例（③）

- ア 対象者（被害者：小学女子）の実態把握
日常の行動観察、家庭での生活環境の把握、友人関係等の把握
- イ 関係機関との連携
病院、適応指導教室 等
- ウ 支援の状況
 - ・ケース会議の実施（学校と教育委員会、スクールソーシャルワーカーによる見立て）
 - ・学校での対応について、教育委員会、スクールソーシャルワーカーが保護者の意見等を聴取
 - ・保護者の思いを、スクールソーシャルワーカーが学校に伝え、今後の支援について協議
 - ・スクールソーシャルワーカーと学校の間で、学校における対象者の登校時の対応や、学習支援について協議 等
- エ 改善に向かった要因
 - ・チーム支援による早期対応
 - ・学校による当該児童だけでなく、その他の児童及び保護者また、地域の支援を取り込んだ対応
 - ・対象者の抱える課題を学校や関係機関等で共有、連携した取組
 - ・学校・地域の本人及び保護者を暖かく見守る態勢 等

【事例２】家庭環境の問題に関する活用事例（①）

- ア 対象者（中学生男子兄、女子妹）の実態把握
日常の行動観察、家庭での生活環境の把握、友人関係等の把握
- イ 関係機関との連携
町福祉課、青少年自立センター 等
- ウ 支援の状況
 - ・学校及び、町福祉課による保護者への相談の実施
 - ・スクールソーシャルワーカー、ＳＣによる面談や家庭訪問の繰り返し
 - ・中学校における受入態勢の整備（担任、養護教諭による継続した家庭訪問 等
- エ 改善に向かった要因
 - ・学校を中心に関係機関を交えたチーム対応の推進
 - ・スクールソーシャルワーカーによる継続的な家族支援

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 支援の対象となった児童生徒数 ４２４人
- イ 支援件数に対し、約４２％の問題が解決又は好転している。
 - ・支援件数（１０３２件）中、問題が解決または好転した件数（４７４件）
- ウ 各市町の学校への周知により、教職員のスクールソーシャルワーカーの役割や必要性についての理解が深まるとともに、学校においてもケース会議等におけるアセスメントが具体的に行われるようになってきた。

（２）今後の課題

- ア 学校とスクールソーシャルワーカーの協働体制
- イ スクールソーシャルワーカーの資質向上及びスーパーバイザーの配置（様々な事案への対応）
- ウ 高等学校や特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置

沖縄県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待などの児童生徒の指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備することにより、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

県内の各教育事務所へ配置し、市町村教育委員会の要請に基づいて学校へ派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：14名

有資格者：7名（精神・社会福祉士1名、精神保健福祉士1名、社会福祉士5名）

勤務形態：1ヶ月16日以内、1日6時間、年176日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

沖縄振興計画『沖縄21世紀ビジョン基本計画』（公表）に「・・・学校等に対し、教育と福祉の両面に関わるスクールソーシャルワーカー等を配置し、幼児児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図ります。」と掲載し、県民に広く周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① スクールソーシャルワーカー
- ② 各教育事務所スクールソーシャルワーカー担当者

（2）研修回数（頻度）

- ① 県教育委員会主催により、スクールソーシャルワーカー連絡協議会を年2回開催し研修を実施
- ② 教育事務所毎に定期的（毎月、2ヶ月毎、年2回）な研修会を実施

（3）研修内容

- ① 社会福祉士等と専門とする大学の准教授をスーパーバイザーとした研修
- ② スクールソーシャルワーカー及び担当者等による各課題の検討や意見交換、情報交換等
- ③ 生徒指導関係連絡会等における関係者との情報交換、事例研究会等

（4）特に効果のあった研修内容

- ① 学校内におけるチーム体制の構築・支援、スクールソーシャルワークプロセスの理解
- ② 要保護児童地域対策協議会への参加による関係機関との連携構築
- ③ 小・中教育相談担当者を含めた連絡協議会、スクールカウンセラーとの合同研修会

（5）課題

- ① スクールソーシャルワーカーと他の教育相談業務との役割分担等を明確にし、お互いが有機的に機能する体制の確立を図る。
- ② 学校からの要請が多く、限られた人数・時間のため業務が負担加重になり業務時間外も活動することもある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例

母子家庭で経済的に大変厳しい家庭環境を抱える女子生徒（中3）に関し、学校は 家庭環境（経済的困窮）の改善に向けてスクールソーシャルワーカーに家庭支援を依頼した。まず、準要保護の申請手続きのため、市教育委員会や民生委員と連携し、準要保護認定に向け支援を行った。また、母親、本人がスクールカウンセラーと定期的に面談を行っていたため、スクールカウンセラーと連携し協働で支援した。ケース会議においても中心となって関係者と調整、進行役を務めた。ケース会議を通して本人の高校進学に向け、市教育委員会主催の学習ボランティア事業を活用して学習支援を行った。市の緊急支援基金の貸し付けも受給することができ、兄弟3人目からの給食費無料の申請手続き支援も含め、経済的困窮の改善に向けた支援にスクールソーシャルワーカーが大きくかわり、状況が改善した。本人は希望する高校に見事合格することができた。

【事例2】家庭環境の問題解決のための活用事例

父は失踪したものの、児童手当等が父の口座に振り込まれ続けているため、経済的に困窮している家庭がある。学校からの連絡では、家庭的な問題と思われる不登校としてあがってきたが、スクールソーシャルワーカーの情報収集で具体的な家庭状況が把握できた。関係機関と連携することで児童手当等の振込口座変更や福祉的な支援の開始につながった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① A小学校においては登校復帰数が前年度は0だったが、H25年度には6人の復帰があり、また10～29日の欠席児童数も前年度13人から9人に減った。B中学校では登校復帰が前年度0からH25年度には5人復帰、C市においても前年度0からH25年度は4人の登校復帰があった。
- ② 3市へ3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、計250名（645件）の児童生徒に関わり、284件が問題解決をし、153件が状況の好転となった。解決及び好転の割合は、全体の68%となっている。
- ③ 中学校区配置により、兄弟重なり世帯に対し効果的な支援をすることができた。
- ④ 福祉関係機関、学校とのケース会議を実施し、情報を共有しながら役割分担を行うことで進捗状況についてスクールソーシャルワーカーがチェック機能を果たし、児童生徒を取り巻く環境が改善された。
- ⑤ 関係機関へ粘り強く要請を続けることにより、準要保護再申請等の決定に繋がり、保護者の経済的負担が軽減された。

（2）今後の課題

- ① スクールソーシャルワーカー活用についての周知を関係機関に行い、詳細な活用計画等を作る必要がある。
- ② スクールソーシャルワーカーのかかわりにより、せっかく状況が改善しても高校入学後に再び不登校となってしまうケースがあった。切れ目のない支援が必要である。
- ④ 地域人脈、関係機関等の知識の豊富さも必要であることから、次なるスクールソーシャルワーカーを早い段階から育てていく必要がある。
- ③ 課題のある家庭への社会的、経済的な支援・援助が大きな課題となっており、学校においても、その支援や援助が効果的に行えるスクールソーシャルワーカーの配置は、最も有効な手段の一つである。学校からのニーズは大きく増加するものと思われ、今後はそれに対応できるような人材の確保や、活用等の充実に向けた研修内容の構築が必要になってくると思われる。

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等について、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを7名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

教育委員会に「学校支援相談窓口」（担当者：指導主事3名、セラピスト1名、スクールソーシャルワーカー7名）として専用電話回線を設置している

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー7名（うち1名はスーパーバイザー兼務）
- ・資格：社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・経験を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者等
- ・勤務形態：一人年間180時間
（1回3時間×週2回×年30週を基本とするが、要請に応じて不定期に活動）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を定め、年度ごとに見直している。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業のリーフレットを各学校に配布し、周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 スクールソーシャルワーカー7名

（2）研修回数（頻度） 月に一度、年間12回

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて、スーパーバイザーが必要に応じて助言を行う他に、スクールソーシャルワーカー全員が集まるミーティングを月例で行い、事例交流等の研修を行っている。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流を行うことは、類似ケースの情報を得ることができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 設置
- 活用方法 ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
・担当案件の数や内容を基に、新規案件の担当者調整。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーが支援の必要な家庭にコンタクトをとることができるのは不定期であることや、他の仕事に従事しているスクールソーシャルワーカーもいることから、月に一回のミーティングが、遅い時間帯の開催であったり、その時間が十分に確保できなかったりすることがあった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校及び虐待改善のための活用事例（①③④）

家族構成：父・母、長女（当該生徒：中1）、長男（小5）、次女（小2）、三女（5歳）、次男（2歳）

当該生徒は、小学校の時から休みがちではあったが、中学校入学直後から不登校となった。保護者によると、入学式後の学校職員の対応が悪く学校への不信感をもったとのことである。

学校では、当該生徒が家事や弟妹の世話を任されている可能性が感じられるとのことであり、状況の把握と改善に向けた支援のため、SSWを派遣することとなった。

- ・SSWが学校を訪問し、担任、生徒指導主任、教頭と情報共有、アセスメントを実施。
- ・母親からSSWによる支援についての了解が取れ、家庭への訪問を開始。SSWが母親に寄り添いながら話を聞く中で、母親が夫（当該児童の父）から性的暴力を受けていること、小5の長男は小2の次女へひどい暴力をふるうことなどが出されてきた。
- ・SSWは、母親に市配偶者暴力センターへの相談を提案するとともに、児相や区の保健士に情報を提供し、家庭訪問等を行い、虐待や暴力等の実態を把握する様要請した。
- ・現在は、長女は毎日ではないが登校する様になってきている。

【事例2】保護者の学校への不信感改善のための活用事例（⑥）

家族構成：父・母、長男（当該児童：小3）

母親は、当該児童の友人間のトラブルやそれに対する学校の対応について不満を持ち、相手児童及び保護者に対する誹謗や教員に対するクレームを電話等で学校に訴える等の行動を度々取るため、学校は対応に苦慮。このような対応では、息子を学校に行かせられない等の訴えを教育委員会等の関係機関に電話で訴えることも多いため、アセスメントのため、SSWを派遣した。

- ・SSWが学校を訪問し、担任、教務主任、教頭と情報共有、アセスメントを実施。
- ・SSWは直接母親に対応するほかに、母親の複数の相談先と情報を共有。母親の相談役、学校との調整役、翻訳員的な役割などをしながら、学校に対して、母親の個性への理解と対応のポイントを伝える支援を実施。
- ・学校と母親のやりとりが円滑になってきたため、現在は、必要に応じて学校の対応に対し助言するかかわり方となっている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校が家庭と連携を図ることが困難で対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として専門性を発揮することで、長期間学校とかかわることができなかった児童生徒や保護者とかかわることができるようになるなど、問題の解決に向けて効果的に学校を支援することができた。
- ・平成25年度においてスクールソーシャルワーカーが対応したケースは合計126件であり、一昨年度の115件、昨年度の135件とほぼ同程度といえる。スクールソーシャルワーカーを増員してきた（平成22年度3名→平成25年度7名）ことで、学校の要請にも一定程度対応し、それぞれの案件により深く対応することができた。
- ・対応に苦慮している学校に対し、対応の仕方等についてスクールソーシャルワーカーが教職員へ助言することにより、校内における有機的な支援体制の構築を図ることができた。また、学校が、今後どこと連携を図っていけばよいか分かり、学校の不安や心配を軽減することができた。

（2）今後の課題

- ・困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題がすぐに解決することを期待するが、状況の改善には中長期的な時間を要することが多い。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的なかわりを継続することが基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動について理解を求めていく必要がある。
- ・支援が必要な家庭とのコンタクトは遅い時間帯になることが多く、勤務時間が不規則になっている。
- ・学校現場にスクールソーシャルワーカーの役割が浸透するにつれて要請が増えており、配置人数及び配置時間を拡充する必要がある。

千葉市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（２）配置計画上の工夫

教育委員会に配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、関係機関との連携がスムーズに行える環境となっている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

２名・・・社会福祉士

年間５６０時間勤務（週４日勤務、１日４時間勤務を原則としている）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

今後、策定を行う予定。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

全スクールソーシャルワーカー。

（２）研修回数（頻度）

年３回。

（３）研修内容

- ①活動方針及び計画について
- ②実施上の課題と方策について
- ③いじめの問題への対応について
- ④自殺予防における役割について

（４）特に効果のあった研修内容

講師を招いて自殺予防に必要な知識を深めるとともに、スクールカウンセラーとの連携を視野に入れて、自殺予防の教育実践プログラムにどのように関われるかについて研修を深めた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 スクールカウンセラー・スーパーバイザーとの併用

○活用方法 月に１回のスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を必ず設定した。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①・③・④・⑥）

小学校6年生女子のケース。小学校4年生時から両親の離婚をきっかけに不登校が始まる。学級担任が迎えに行くと登校できることもあるが、衣服の汚れや臭い、食事が適切に取れていない状況が見られ、近隣住民からネグレクトの疑いで児童相談所に通告されたこともある。

学校からの申請に基づき、スクールソーシャルワーカーを派遣。学校においてケース会議を7回開催し、学校職員のみならず、児童相談所や市の関係各課職員、地域の民生・主任児童委員等の参加をコーディネートし、支援方針や役割分担等について協議を行った。ケース会議での決定をもとに、当該児童との面接、母親への行政的支援が進めるとともに、スクールソーシャルワーカーの仲立ちにより、学校と関係機関との連携を強めることができた。その結果、家庭への滞っていた経済的支援が進み、安定した生活が可能となったことから、母親の育児環境が整い、当該児童へのネグレクトが解消され、登校が増えるようになった。

【事例2】児童虐待解消のための活用事例（④）

小学校4年生男子のケース。母子家庭。母親は医療機関からうつ病の診断を受けており、家事・育児を放棄している。特に、当該児童は、洗濯・入浴の世話を受けておらず、不衛生な状態で登校する様子が目立つ。また、当該児童が触法行為を繰り返したり、他の児童とトラブルをしばしば起こすことから、学校と警察が連携を図りながら対応している。

学校からの申請に基づき、スクールソーシャルワーカーを派遣。ケース会議を繰り返し開催しながら、社会福祉協議会や地域リソースとの協働を図り、当該児童の居場所づくりを整えながら、食料や衣料に関する支援を行えるように調整した。また、児童相談所やケースワーカー、民生・主任児童委員とのネットワークを構築して、支援の輪を徐々に広げながら、当該児童をとりまく環境の整備を図った。その結果、母親のうつ病改善に時間を要することを前提に、児童養護施設入所に結びつけた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・昨年度、10か月の間に、22事案の支援を行い、9事案について「問題が解決」または「支援中であるが好転」した。
- ・今年度は、7月末現在で、18事案の支援を行い、6事案について「問題が解決」に至っている。
- ・関係機関とのネットワークの構築が進んだ。
- ・支援に必要なリソースの開発が進んだ。

（2）今後の課題

- ・各学校や関係機関に対して、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに進めるために、活用指針の策定と周知を図ること。
- ・多様なニーズや累積する事案に対応するためには、拡充配置が必要とされていること。

横浜市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校現場における児童生徒及び保護者への直接援助型のスクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）に当たる「児童支援・生徒指導専任教諭」への間接援助を行うことにより、学校の課題解決力の向上を図りながら、いじめ・不登校・児童虐待など、児童生徒の置かれている環境から生じる課題の予防及び解決を目指す。

（２）配置計画上の工夫

児童支援・生徒指導専任教諭とＳＳＷとが、また指導主事とＳＳＷとが、さらには教育職と福祉職のＳＳＷとがチームとして機能できるよう、東西南北の各方面学校教育事務所に配置し、各校の要請に応じて派遣している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：東西南北の各方面学校教育事務所に３名ずつ（教育職１名と福祉職２名）、計１２名
- ・資格：社会福祉士及び精神保健福祉士、または児童生徒指導において専門的知見及び経験を有する校長経験者
- ・勤務形態：市嘱託員として週３０時間（７．５時間×４日）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成２４年度に「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を全市立学校に配布し、校長会や協議会等で活動方針や要請方法等を周知した。平成２６年度からは、さらなる活用の促進に向けて、より簡潔な「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」を全校配布し、関係機関にも適宜配布する見込みとなっている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

東西南北の各学校教育事務所（各３名）に配置されているＳＳＷ（計１２名）全員を対象に、研修を計画・実施している。

（２）研修回数（頻度）

１５回程度（月一回を原則にしつつ、必要に応じて実施する）

（３）研修内容

- ・横浜市の学校支援体制について
- ・関係機関との連携について
- ・学校支援の実際（事例検討）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭の役割と育成について 等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 有
- ・活用方法 必要に応じて相談（アドバイスをいただくように）したり、ＳＳＷの在り方についての研修の講師をお願いしたりする。

（６）課題

- ・東西南北の各学校教育事務所に配置されているため、その活用の在り方についての認識に若干の差が生じていること。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校の背景に家庭環境の課題を抱える児童のための活用事例（①③④⑥）

週に１日程度しか登校できない小学４年生の男子児童。登校すれば対人関係能力に問題はないが、学習は大幅に遅れている。家庭は母子の二世帯で、母は早朝に出勤し夜遅くに帰宅するような生活を送っている。

ＳＳＷは、小学校における直接支援型のＳＳＷに当たる「児童支援専任教諭」に対し、以下の間接援助を行った。

- ・当該児童及び母への登校刺激について、母子それぞれの意思や生活習慣等を確認し、母子と学校の双方にとって必要以上の負担にならないような方法を一緒に考えた。
- ・ネグレクトに進展させないための予防と、当該児童の夜間及び休日の安全確保に向けたケース会議を開催した。そこで得られた区役所の虐待対応を担う保健師との連携や、母子と民生委員あるいは児童家庭支援センターが運営する市の子育て短期支援事業とをつなぐための具体的な手立てを踏まえ、今後の支援計画を一緒に立てた。
- ・ある程度安定して登校できるようになった後、学習の遅れを補えるよう、個別対応か、あるいは個別支援級での学習が効果的と判断されるのであれば、特別支援教育総合センターへとつなげる手立てを一緒に考えた。

【事例２】個別支援学級において暴力等がみられる生徒のための活用事例（①⑤⑥）

口数が際立って多い中学２年生の男子生徒を、ある別の生徒が注意すると、興奮した当該生徒が、注意した生徒に暴言を浴びせたり暴力を振るったりして、個別支援学級全体が落ち着かなくなってしまう。

ＳＳＷは、中学校における直接援助型のＳＳＷに当たる「生徒指導専任教諭」に対し、以下の間接援助を行った。

- ・より当該生徒に適した学習指導や教室環境、集団のなかにおけるかかわり等について学ぶため、通級指導教室のセンター的機能を活用し、生徒指導専任教諭や個別支援学級の担任とともにコンサルテーションを受け、その内容を踏まえ、今後の支援計画を一緒に立てた。
- ・当該生徒の将来に見通しが持てずに悩む母を、中学校卒業後の生活全般についての相談先となり得る障害者地域活動ホームへとつなぐための、また母の心的負担を軽減しながら当該家庭に関する情報を収集できるスクールカウンセラーへとつなぐための、生徒指導専任教諭から母への働きかけについて一緒に考えた。

※いずれの事例においても、ケース会議に関して、ＳＳＷは、事前準備から児童支援・生徒指導専任教諭と一緒にいき、当日も教育委員会の立場で参加し、その会議で得られた目標と手立てを学校が行う今後の支援にどのように反映させるかについて一緒に考えた。その後も計画的に学校を訪問し、支援の評価を行った。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

横浜市教育委員会において、本事業に対する評価のために、年度末全市一斉に「ＳＳＷの活用状況について（調査）」を実施している。

その結果によると、ＳＳＷによる学校支援によって「通常の学校生活を送ることができている（８．１％）」、「大幅な改善な改善が見られた（１１．３％）」、「やや改善した（５３．２％）」、「改善が見られない（２７．４％）」であった。

また、ＳＳＷによるケースの見立てや手立てについては、約８０％が「理解できた」または、「ほぼ理解できた」と評価された。具体的には、「ＳＳＷとともに開催した合同ケース会議により、当該児童と家庭を多くの視点から把握でき、再登校に向けた支援の見通しを持つことができた」、「不登校を改善するには家庭への支援が必要であることや、関係機関との連携が大切であることがわかった」などの意見も聞けた。

（２）今後の課題

- ・活用方法の一層の学校への周知
- ・活用の手引きやリーフレットの改訂

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡みあっていると考えられる。よって、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

各区役所におかれている、教育委員会学校教育部の、区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてそれぞれの専門性を生かし、総合的な子どもの支援、学校支援にあたれるように工夫した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数：7名

・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士のいずれかの資格を取得している者あるいは、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者または、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等の活動経験や実績等がある者

・勤務形態：4日/週 29時間/週（1日7時間15分）市非常勤嘱託職員

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

平成26年3月に、スクールソーシャルワーカーマニュアルを作成し、7名のスクールソーシャルワーカーに配付した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

・年11回

（3）研修内容

・専門研修「SSWの資質と役割」「子どもの発達に応じたアセスメント」「一年を振り返って」
・川崎の教育「人権尊重教育の取組」「特別支援教育・教育相談・外国籍の取組」
・その他、川崎の関係機関への視察、スクールカウンセラーとの合同研修等

（4）特に効果のあった研修内容

・専門研修「SSWの資質と役割」「子どもの発達に応じたアセスメント」
・川崎の教育「人権尊重教育の取組」
・スクールカウンセラーとの合同研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 無

（6）課題

7名のSSWが各区役所に勤務し、常に顔を合わせているわけではなく、また、課題も各区や各学校の状況に応じて様々であるため、7名全員が希望する研修は難しい。

そのため、7名の抱えているケースや対応状況などを共有し、情報交換するような事例研修も増やしていきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】高校進学を望む不登校生徒のための活用事例（①③）

共依存型母子家庭に育ち、小学校の半ばから完全不登校の女兒。中学進学とともに学校からの依頼を受け、担任と情報を共有。中学1年冬、母より「担任から紹介された」としてスクールソーシャルワーカーに電話が入り、以来面談を継続。区役所保健福祉センター担当者から得た情報をもとに、まずは母の自己肯定感を高めて信頼関係を築き、その上で本生徒との関係づくりを目指した。その後、本生徒との電話相談や来所面談を開始。「高校生になりたい」との発言を機に、登校と担任との面談を実現。週2日程度2～3時間登校し、学生ボランティアの支援を受けながら自習を重ねる中、「一人で過ごすのは…」と不満を漏らしたことをきっかけに、中学3年の夏、適応指導教室への通級を再提案。提案から1年余、ついに通級を実現させた。以来、適応指導教室と頻繁に情報を共有し、中学校と連携しながら高校受験に必要な面接と作文指導を適応指導教室で準備。

その後高校合格。本生徒が複数の乗換えが必要な高校へ休みながらも登校し、母が就労移行支援事業のパートに出始めたことを見届け、平成25年度末をもって支援を終結した。（見守りは継続）

【事例2】器物損壊や対教師暴力をした生徒のための活用事例（①⑤）

中学2年になって問題行動がエスカレートした男子生徒。対教師暴力をきっかけに学校より支援依頼を受ける。授業を参観して本生徒の行動を観察し、暴力のきっかけになる言葉や、興味のあることには集中力を発揮することなどを把握。併せて、担任および学年主任と面談し、家庭状況、普段の学校生活、キレた時の詳細などを聞く。以来、担任を中心に継続的に情報交換を行い、暴力行為がどのようなときに起こるのかを分析し、行動の背景にあるものや具体的な声掛け等について一緒に考える。また、少年相談保護センターと連携し、本生徒との面談、母への助言、家庭への働きかけを依頼。本生徒は相談員との面談の中でこれまでの家庭での出来事や様々な思い、将来への希望等を話し、幼少期に実父から受けた暴力が影響していることを把握した。学年末には区役所保健福祉センター主催の学習会を紹介。3年進級とともに参加することとなり、学校の授業についていけないことによるストレスを、これにより軽減できると期待したい。関係機関との連携が奏功し、学校での暴力行為は目に見えて減少した。母や継父の学校に対する姿勢にも変化が見られ、担任等とのコミュニケーションが向上している。今後も学校内での取り出し指導や教室内での支援、外部機関の支援を検討し、高校進学に向けた支援を行っていく。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○相談実績（2013.4月～2014.3月末）

対応学校数98校 対応児童生徒数1,111人（延対応数1,377回）

主な支援内容 家庭環境の問題291件 不登校269件 発達障害等218件

連携機関 児童家庭福祉関係機関234件 保健・医療関係機関61件 教育支援センター等80件

○成果

平成25年度から、区役所機能の再編によって、児童家庭福祉部門が新たに設置され、子ども総合支援の体制の拡充による連携の充実と、他機関への接続がスムーズになされてきている。

これにより、対応件数等は横ばい状態であるが、発達障害に関する問題、不登校、暴力行為等、個々の支援内容に対して、充実した支援体制が取られてきている。

また、1人の児童生徒に対し、関係機関との連携、ケース会議の開催を密に行っている状況であり、各々の児童生徒に対し丁寧に向き合い、よりきめ細やかな相談がなされてきている。

（2）今後の課題

・平成25年度に7行政区へのスクールソーシャルワーカーの配置は完了した。今後は7名体制を維持するための人材確保と財源確保。

・研修の在り方（内容と回数について）

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動の背景には、心理面の他に、家族や友人、地域等の環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられ、その解決には、ケースに応じた組織的な対応が必要とされている。

そこで本市では、課題のある事態の改善が図られていないケース、学校や関係機関とのつながりが取られていないケース、様々な要因から学校が家庭に関わっていないケース等に対して、福祉的側面からの働きかけや支援を行うことを目的とし、平成23年度から2名のスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置した。

平成24年度からは1名を増員し、3名のSSWを配置した。

（2）配置計画上の工夫

青少年相談センターに3名のSSWを配置し、学校からの要請を受けてケース支援に加わる。導入当初はSSWそれぞれが各区の担当制をとっていたが対応ケース数の増加に伴い、地区担当制を撤廃し、3名で市内全エリアに対応することとした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数は3名。
- ・社会福祉士、教員免許、精神保健福祉士。
- ・1日の勤務時間は7時間30分で、週4日の勤務。3名とも青少年相談センターへ配置。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「SSW活用の手引き」は毎年、内容の検討見直しを行い、年度当初に全校に指導主事が配布、説明し、さらに校長会や児童生徒指導担当者会議などを通じて、各校や関係機関へ周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）3名、SSW担当指導主事1名

（2）研修回数（頻度）

- ・年間3回（6月、9月、12月）のスーパービジョン
- ・当センター主催の心理・医学研修会（年3～4回）
- ・本市福祉部局主催の研修会（年4～5回）
- ・月2回程度のSSWと指導主事による情報交換（SSW会議）

（3）研修内容

- ・アセスメント、面接法、障害等に関する、当センターや本市関係機関主催の研修会参加で、より専門性の向上を図った。
- ・日本社会事業大学の山下英三郎教授から、SSWに対するスーパーバイズを研修として位置づけ年3回実施。より本市に見合ったSSWの活用方法を模索していくうえでの参考にした。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・山下教授によるスーパーバイズを受ける研修では、SSWが自分の事例を提示し、それに対して助言をいただく中で、日常の取り組みへの確信や、新たな発見や視点など得ることができた。
- ・SSWがお互いの事例や状況を確認することで、より多面的にケースをとらえることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- 日本社会事業大学の山下英三郎教授
- 年間3回、SSWが事例を提出し、山下先生の研究室で事例検討会を行いその中でスーパーバイズを受けた。SSW3名と担当指導主事1名が参加。

（6）課題

- ・SSWとしてベースになる部分を学ぶことはできているが、相模原市独自のSSWとしての運用方法を構築していく上では、他地区の例などを参考にした研修が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（③）

事例概要

- ・子どもの状態：中学校の男子。昨年度途中から不登校状態。月に数回、短時間の登校があり、その時は普通に過ごしている。高齢で体調の悪い父親の面倒を見ている。
- ・家庭の状況：高齢で就労できない父親が、常時家にいる。母親はフルタイムで働いている。本人が父親の面倒を見ている。

主なSSWの対応・支援

- ・SSWが学校で、母親と面談し父を社会的な支援に結び付けることのできることを得た。
- ・母親と地域包括支援センターに同行し介護サービスに結び付ける。
- ・家庭環境の調整と並行して、できるだけ登校できるように学校と調整した。

その後の状況

- ・少しではあるが、本人が登校できる日が増えてきた。
- ・定時制高校に進学が決まった。

【事例2】不登校対応のための活用事例（③）

事例概要

- ・子どもの状態：4年生2学期から欠席が目立つようになった。5年生は全欠。学力は普通。友人関係も悪くない。社会性もある。
- ・家庭の状況：母親から毎日欠席の連絡が入る。理由は風や体調不良。家庭訪問をしても本人にあうことが出来ない。母親自身が体調不良を訴えている。

主なSSWの対応・支援

- ・SSWが家庭訪問し母親と話をすることで母子関係や本人の状態を探った。SSWが父親と面談し母子の密着が強くなっていることの改善について相談した。
- ・SSWが学校と同行して家庭訪問し学校と母親の関係をつないでいった。

その後の状況

- ・不登校状態になって以来学校は本人の姿を確認できずにいたが、学校とSSWが同行して家庭を訪問する中で、学校が本人の姿を確認することができた。
- ・6年生になり時々休みながらも登校できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校だった子どもが登校できた、連絡が取れなかった家庭と連絡が取れるようになった、子どもや保護者が青少年教育カウンセラーや関係機関とつながった等、年度末までに事態の改善・好転が図られたケースは、全65ケース中、19ケースであった。
- ・校内研修会での講師や、ケース会での助言等により、教職員に福祉的視点が加わり、子どもを取り巻く環境を理解したうえで、多面的に子どもを見ることができるようになってきている。

（2）今後の課題

- ・ケース数の増加によりSSWと指導主事が集まってしまう会議が持ちにくい。
- ・SSW3名配置による、より効果的なSSWの活用方法について検証を行う。
- ・SSWの資質や力量向上を目的に、今後も大学教授のスーパーバイズを受けられるようにする。
- ・より福祉的専門性を有する常勤の社会福祉職の定数配置。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班スーパーサポートチームとして配置する。
- ・ 学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数 2人（新潟市教育委員会学校支援課に配置）
- ② 資格 社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者（現在配置の2人は、いずれも社会福祉主事任用資格を有する）
- ③ 勤務形態 一日の勤務時間は6時間（10:00～17:00 昼休み1時間）。年間では1,404時間以内。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① ビジョンの策定
 - ・ 成果指標：非行、暴力事故の解消率（％）… 25年度は95％
 - ・ 事業内容：情報交換会、問題行動が発生した場合の招集・協力、情報収集・緊急対応
- ② 周知方法
「新潟市教育ビジョン後期実施計画」の基本施策2「(5)非行等への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事、市立小中学校管理職・担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・ 生徒指導研修会（市教育委員会主催、年5回）への参加
- ・ スクールソーシャルワーカー研修会（県教育委員会主催、年1回）への参加

（3）研修内容

- ・ 児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ・ 個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 生徒指導研修会への参加により、市の進める生徒指導の方針や方向性、児童生徒の問題行動等の原因や背景、対応の在り方への理解を踏まえて事案に対応することができている。
- ・ 県主催の研修会に参加することにより、県のSSWとの交流、情報交換等を行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVの設置 有
- ・ 活用方法
SSWの業務についての報告、相談等をSVが受け、その都度必要な指導や支援を行っている。

（6）課題

SSWの力量を高めるための効果的なスーパーバイズの在り方について、検討・工夫していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困を背景とする児童の問題行動への対応のための活用事例（①）

（1）家庭環境及び本人・保護者の状況

父（内縁の夫）、母、兄、本児、妹の5人家族。母が内縁の夫と同居のため、経済的困窮にもかかわらず、福祉サービスを受けることができず、アパートの賃料を滞納、その結果アパートを退去。父母の離婚が成立。

本児には不登校、発達への偏り、性の逸脱が見られる。また、本児に対する母親の心理的虐待、ネグレクトが見られる。

(2) 支援内容

- ・ 本児面談、母親面談を実施。その内容をもとにケースの支援計画を立て、関係機関によるケース会議を実施。
- ・ アパート退去に当たり、母子生活支援施設の利用を促すとともに、生活保護の受給を提案。状況について区役所健康福祉課（児童福祉係、保護係）に情報を提供。各機関と連携しながら相談援助を実施。
- ・ 本児の性の逸脱が顕著になったことから、母親より児童相談所への一時保護を希望する旨の相談があり、ＳＳＷが児童相談所に連絡、関係者による会議を実施。
- ・ 本児の一時保護後の対応について、学校、児童相談所、ＳＳＷによる協議を実施。その後、地域支援へ移行するに当たり、区役所とも連携して今後について協議。

(3) 支援後の経過

- ・ 生活環境が整い、経済的な安定も生まれ、家庭内はやや落ち着きを見せている。
- ・ 児童相談所の介入により、本児は中学生らしい生活を取り戻しつつある。
- ・ 関係機関が連携して母親を支えた結果、母親の規範意識、本児への養育態度が変容した。

【事例２】孤立による子育て困難な母親への対応のための活用事例（④）

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

父、母、本児の３人家族。母は生後間もなく祖母宅に預けられて生活したため、父母と暮らした経験なし。本児は、子どもが好きではないという両親の元に生まれる。本児は小学校入学後、学級・集団不適応を起こして友だちとのトラブルが続き、他の保護者からのクレームが頻発。学校との関係も悪化。母は本児を捨てなければならないという考えにとらわれて行動を起こす（未遂）。協力支援者がほとんどおらず、母は孤立状態。

(2) 支援内容

- ・ 母親面談を定期的実施し、気持ちの安定を図るとともに、関係機関にＳＯＳが出せるよう支援。
- ・ 本児を医療につないだ結果、本児はアスペルガーと診断され、服薬開始。医療機関のケースワーカーとの情報共有をもとに、医師から児童相談所に通告。
- ・ 児童相談所、学校、ＳＳＷによるケース会議を実施。母親と児童相談所をつなぐとともに、学校と地域（主任児童委員、民生委員）の見守り協力体制を整える。

(3) 支援後の経過

- ・ 本児は服薬開始及び介助員の配置後、落ち着きを見せてきており、友人トラブルが減少した。
- ・ 母は、支援者が増えたことやＳＯＳを出せる状況が整ったことにより、心の安定が図られてきた。
- ・ 関係機関が連携し、本児や母、父をチームで支援することを継続する。母親の心の治療も医療が担当する。

【４】成果と今後の課題

(１) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 活用実績

- ・ 学校等への出動回数 Ｈ２４：４８４回，Ｈ２５：４０２回
- ・ 関係機関等とのケース会議 Ｈ２４：１７回（１２件），Ｈ２５：５０回（４３件）

② 成果

- ・ 不登校、いじめ、児童虐待、非行・不良問題、貧困等家庭環境の問題、発達障がいにかかわる問題等、多岐にわたる事案に活用した。
- ・ 学校からのすべての要請に対してＳＳＷを派遣するのではなく、派遣の必要性や解決に向けた学校のビジョン等を十分検討した上で派遣することで、学校とＳＳＷがそれぞれ対応すべきケースの峻別を図った。
- ・ 出動回数は前年度に比べ減少したが、関係機関等とのケース会議が大幅に増加した。個々のケースが複雑化する中で、支援に必要な各機関との連携を積極的に図ることができた。

(２) 今後の課題

- ・ ＳＳＷの力量をより高めるための、市としての研修体制の在り方。
- ・ 問題の解決・解消のビジョンを持ちながらＳＳＷを有効に活用することができるようにするための、学校への働き掛けの在り方。

静岡市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（２）配置計画上の工夫

- ・市内１２支部のうち１０支部に各１校ずつ単独校として小学校１０校を定め、ＳＳＷ４名で対応した。
- ・単独校以外の派遣対応時間を各支部８～１２時間ずつ分配し、支部内におけるＳＳＷの有効活用を図った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数…４名（１名はスーパーバイザーを兼務）

ＳＳＷの主な資格…社会福祉士や精神保健福祉士、それに準じる資格を有する者を任用。

勤務形態…単独校への勤務は、週一日（６時間）、年間３５週とした。また、派遣要請対応については、学校からの要請を受け、支部ごと分配されている時間内で適宜勤務することとした。なお、勤務日、一日の勤務時間などについては、実施要項の範囲内で弾力的な運用を可とした。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・静岡市ＳＳＷ活用事業実施要綱に基づき、実施計画書を作成した。実施計画書には趣旨、事業の実施方法、いじめ防止等のための基本方針におけるＳＳＷの役割、ＳＳＷ配置計画を盛り込んだ。
- ・教職員にＳＳＷ活用事業の普及・啓発を図るため、市教委学校教育課所管事務説明会や生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡協議会等で実施計画書等を配付して説明した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷ４名、単独校のコーディネーター担当教職員１０名

（２）研修回数（頻度）

- ・ＳＳＷ連絡会議を年４回開催し、その中で研修の機会を設けた。
- ・静岡市教育センターが主催する研修会の中で、ＳＳＷに有益な研修会を年２回選び、ＳＳＷの悉皆研修とした。
- ・月２日、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、スーパーバイズの時間を確保した。

（３）研修内容

- ・ＳＳＷ連絡会議ではＳＳＷが日頃の活動内容を報告し、成果と課題を明確にするとともにスーパーバイザーよりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・「虐待・ネグレクト被害からの回復のために ～愛着障害をおこしている子どもたちへの支援～」と「学校に関する訴訟・判例」の研修会に参加した。
- ・スーパーバイザーが本課に勤務する日に各ＳＳＷが進行中のケースワークについて電話や直接来課して、必要なスーパーバイズをしてもらう時間を設けた。

（４）特に効果のあった研修内容

第２回ＳＳＷ連絡会議には、単独校のコーディネーター担当の教職員の出席を要請した。その会議で、４～７月の活動内容を振り返り、各校の情報交換を通してＳＳＷの活用方法についての課題が明確となった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 有
- ・活用方法 上記（２）、（３）を参照

（６）課題

- ・スーパーバイザーが月２回（各４時間）本課に出勤する日を設けているが、各ＳＳＷが十分に活用できていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不適切な養育環境改善のための活用事例（③不登校、④児童虐待、⑥その他）

① ケース概要

本児は、不登校傾向で高肥満度。母は外国籍で日本語が堪能ではなく、父は単身赴任で不在。父不在の中、言葉の通じない母子のみの生活で社会から孤立。本家庭独自の価値観の中、衣食住の管理が不衛生、基本的な生活習慣も身に付いておらず、不登校につながってしまっている。

② 対応内容（役割分担）

- ・学級担任…本児の生活状況の把握。母子との信頼関係の定着と継続。
- ・管理職…父との定期的な連絡。関係機関との連絡、調整。
- ・学校教育課…言語ボランティアとの連絡、調整。情報の交換、共有。
- ・病院…本児の健康状態の把握、母親指導。学校との情報交換、共有。
- ・S W…学校と関係機関からの情報収集及び情報共有のための連絡。ケース会議実施の助言。

③ 改善状況・課題

ケース会議等を通して、本児を取り巻く環境の情報共有ができ、関係機関と連携して対応を継続した。しかし、生活習慣や価値観を変えるまでには至らず、本児の登校状況の改善につながっていない。今後も、本児の生活・健康状態の把握、病院との連携、言語ボランティアの活用を継続的に行っていくことが必要である。

【事例2】両親の養育能力が低い家庭への支援のための活用事例（③不登校、④児童虐待、⑥その他）

① ケース概要

高学年児。低学年時より不登校傾向。友人が少なく嫌なことから逃げようとする。服装・頭髮等不衛生。父は無関心。母は判断力に欠け、状況を考えずに学校を訪れて話をする。経済的には不安定。自宅は不衛生。

② 対応内容（役割分担）

- ・学校…本児・母親の日常的な状況確認。
- ・家庭児童相談室…定期的な家庭訪問等、家庭状況確認。母の相談の受付・対応。
- ・S W…学校、家庭児童相談室との繋ぎ。必要に応じて母と面談して状況確認。

③ 改善状況・課題

ケースネット会議等を通じて情報収集したことで、母の成育歴や実家の状況を把握し、実家との関係ができ、支援の幅が広がった。また、様々な機関が母を支援することができるようになった。しかし、根本的な解決には至っていないため、見守りだけでなく母の問題解決能力を引き出していけるような支援が今後も必要と思われる。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・年間対応ケース数については、配置校10校で298ケースと昨年度よりも減少したものの、配置校以外では80ケースと増加した。
- ・機関連携ケース会議数は、配置校10校で28回、配置校以外で30回と増加し、学校と関係機関が迅速かつ効果的に連携して対応することができた。
- ・スクールソーシャルワーカー連絡会議を4回開催し、各スクールソーシャルワーカーが対応している困難なケース等について事例研修を行い、実践力の向上を図った。
- ・校内いじめ対策委員会の構成員にスクールソーシャルワーカーを含めることで、直接的な意見を求められる体制となった。

（2）今後の課題

- ・小学校に比べ、中学校からのスクールソーシャルワーカー派遣要請が少ないので、特に中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用を進める必要がある。

浜松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置計画上の工夫

①拠点校型SSWを、市内各区の1小学校に配置する。

②学校からの派遣要請を受けて教育委員会が実態を調査し、必要性が認められた場合、区内に配置されているSSWを派遣する（①以外の小・中学校が対象）。

（3）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数：7名

・資格：社会福祉士 3名

（残り4名も、社会福祉士または精神保健福祉士を取得中）

教員免許状 5名

・勤務形態：活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。

ただし配置校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・SSW（25年度 7名）及び事業担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

・原則月1回

（3）研修内容

・指導主事への活動報告及び情報共有を目的としたSSW連絡会の開催に併せて、対応が困難な事例検討。

（4）特に効果のあった研修内容

・市児童家庭支援センター長をアドバイザーに招いての困難事例の検討。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・SVの設置：有

・活用方法：教育委員会配置のSSWが、SVとして各区担当のSSWに対する助言・指導を行う。

（6）課題

・より効果的なスーパーバイズの在り方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童の発達の課題と保護者の不適切養育に対する支援のための活用事例（①，④，⑥）

学習に困難をきたし離席等が目立つ小3児童。ひとり親家庭。経済的困窮・食事を十分に与えていない・不衛生等の問題があり、学校は社会福祉課に相談したが継続的な支援は受けられず、主任児童委員に地域での見守りを依頼していた。学校はSSWの派遣を要請し、校内ケース会議で支援を検討。不適切な養育についてネグレクトの疑いで通告し、要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースとなった。その後は、学校・SSW・主任児童委員・障害者相談支援事業所・社会福祉課で連携ケース会議を実施。児童の発達検査や福祉サービス導入等、各機関で児童と保護者の支援を継続して行った。その結果、児童は特別支援学校に転校し学習に意欲的に取り組めるようになった。また児童扶養手当等の受給ができるようになり、保護者は生活上の困っている事を各機関に相談できるようにもなった。

【事例2】保護者と連絡が取りにくい不登校生徒に対する支援のための活用事例（①，③，⑥）

入学式から欠席が続くが、保護者に電話がつながりにくく、家庭訪問してもなかなか会うことができない中1生徒。学校からの相談を受けた社会福祉課も家庭訪問をしたが、保護者の拒否が強く相談関係が持てなかったため、学校はSSWの派遣を要請し、連携ケース会議で支援を検討。ネグレクトが疑われる状況があれば通告することを確認したうえで、保護者へのアプローチ・本人との関係作りのための役割分担を決めた。状況に改善がみられないため、秋以降SSWが集中的に家庭訪問を実施。はじめは迷惑そうにしていた生徒と徐々に話ができるようになり、学校に行きたいという意欲を引き出すことができた。3学期末には再度校内ケース会議を開き、支援を検討。生徒は進級を機に登校するようになり、別室での学習支援も受けながら学校生活を送っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWの活動の周知が進み、派遣対応が大幅に増加した
（派遣対応校数 23年度11校 → 24年度 38校 → 25年度 50校）
- ・学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
（25年度にSSWが継続的に支援した児童生徒数246人のうち、問題が解決・好転した人数は100人（41%）であった）
- ・SSWがコーディネーター役となり、関係機関との連絡調整を積極的に行っている。
（25年度の関係機関とのケース会議開催回数 89回）
- ・25年度から各区の要保護児童対策地域協議会に、区担当のSSWが出席することにより、区社会福祉課と学校との実効性のある連携が進んでいる。

（2）今後の課題

- ・より効果的なSSWの配置方法の検討や、事業拡大のための財源確保
- ・SSWの人材確保と育成、及び専門性の向上

名古屋市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。

（２）配置計画上の工夫

名古屋市教育センターに置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（３）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員１人、相談員１２人の合計１３人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。４週間を平均して１週間３０時間とし、別に命ぜられた場合を除き、１日について午前９時から午後４時までの間で６時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（１人当たりの年間勤務日数２４４日、時数１,４６４時間）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年２回、全小中学校を訪問して周知を図る。
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

主任相談員１人、相談員１２人の合計１３人。

（２）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：１人当たり年間約２４回実施
- ・ 事例検討会：グループで年間１２回実施
- ・ 全体研修：年間２２回実施

（３）研修内容

- ・ スーパービジョンでは、スクールソーシャルワーカー１人当たり年間約２４回実施した。担当する個々のケースについてスーパーバイズを受けた。
- ・ 事例検討会では、指導主事１人・臨床心理士１人・スクールソーシャルワーカー７人のグループで１事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務、特別支援教育の内容、就学指導のしくみ、進路指導のしくみ等について学んだ。

（４）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、参加者自身も関わり方を考えるとともに、提供者や他の参加者の関わり方を知ること、自分の関わり方を振り返りながらさまざまな視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ ＳＶの設置：有
- ・ 活用方法：ケースについてのスーパーバイズ

（６）課題

スクールソーシャルワーカーは教育面での関わり方には大変優れているが、福祉面における知識や手法は十分ではない。教育と福祉の両面から児童生徒が置かれている環境への効果的な働き掛けを進めていくために、社会福祉士、関係機関との連携をいかに密接なものにしていくかが、当面の課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（③、⑥）

＜対象＞ 中学校2年男子

＜きっかけ＞ 小学校6年生のとき、相談室で相談中に「帰る」と紙に書いて帰宅。それ以降部屋に閉じこもり、外部の人と会わなくなった。

＜本人の状況＞ 小学校5年生から相談室登校。「広汎性発達障害・緘黙」と診断されている。中学校へは1度も登校していない。本人は風呂にも入らず、1日中パジャマで過ごしていた。

＜家庭の状況＞ 会社員の父は無関心。母は話をすることが苦手。2人の兄は独立して別居。姉は同居。

＜相談の経過＞ 心のエネルギーのない家庭の中で、親が希望したのではなく、本人の安否確認ができず心配した学校が申し込んだ相談だったため、保護者は相談員と積極的に関わろうとしなかった。臨床心理士のSVにより、「時間・行動のパターン化」「母との気楽な会話の工夫」「本人が興味を持つ工夫」を心掛けながら相談を進めた。本人に対しては、ドア越しの呼び掛けやメールポケットに入れた手紙での働き掛けを続けた。母に対しては、小物作りを一緒にしながら、父母の出身地や結婚、家族、本人の幼少時の様子についての話を聞いた。本人は無反応だった。母との会話は円滑になった。母と「におい作戦」を考え、ホットケーキ、お好み焼き、餃子、チョコバナナ、カレー、焼き鳥井…と、母と相談員の料理が始まった。本人の行動が、ドアを少し開け自室で食べる、相談員と筆談する、部屋から出る、相談員とふざけ合うというように変容した。相談員と外出していたとき、本人が学校に行くことを希望。「におい作戦」を初めて4か月後、初めて中学校へ登校した。月に数日ずつではあるが、登校をするようになった。

【事例2】不登校対応のための活用事例（③）

＜対象＞ 小学校6年男子

＜きっかけ＞ 体調が悪いと欠席が多くなったこと。

＜本人の状況＞ 5年生の学期始めは父に連れられて登校したが、2学期から欠席が増えた。別室登校しても、机に伏せていることが多い。漢字・計算等のプリントを渡すとやろうとする。集中力が持続せず、1～2時間で帰宅することが多い。給食を食べたり友達と一緒に下校したりすることもある。友達と休日に遊ぶこともできる。

＜家庭の状況＞ 本人を連れて登校する父、認知症の母、本人とは仲の良い高校3年生と1年生の兄。

＜相談の経過＞ 臨床心理士のSVにより、後押しをするような働き掛けと母性的なケアを意識した接し方に心掛けた。5年生のときは、別室登校している本人の話を学校で1時間ほど聞き、一緒に自宅まで帰った。6年生は家庭での面談を行った。本人の体調が悪いため母親との面談になることもあるが、本人は相談を希望している。相談員が進学先の中学校と連携を取り、小学校から中学校への進学が本人にとって円滑に進むよう連絡調整を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度の学校復帰率 54.0%

（2）今後の課題

不登校の要因が、親子関係、家庭生活の急激な変化、家庭内の不和、虐待、家庭の経済状況にあると思われるケースが増えつつある。社会福祉士の視点から、どのような福祉的支援が受けられるのか、どの機関と連携していくことが必要かについて、相談者の将来を踏まえた具体的なスーパーバイズを受けられることが大切である。社会福祉士の訪問相談への同行、関係機関との密なるネットワークの構築など、専門家や専門機関のさらなる有効活用が今後の課題である。

京都市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や生活改善など学校だけでは解決が困難な事例に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける支援を行い、課題解決を図ることを目的とする。

（２）配置計画上の工夫

・拠点校配置（８名）

拠点校（小学校）を中心に、同小学校が含まれる中学校区の小・中学校を対象校として活動。

・支部配置（２名）

拠点校（小学校）の属する行政区等ごとの支部を担当し、当該支部の小・中学校を巡回又はニーズに応じた支援を行う。

（３）配置人数・資格・勤務形態

・配置人数：１２名（スーパーバイザー２名を含む）

・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を必要とする。

・勤務形態：非常勤嘱託職員（週１日８時間×年間３５週＝合計２８０時間を基本とする。）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活用事業実施要項で指針を示し、スクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（２）研修回数（頻度）

月１回

（３）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

（４）特に効果のあった研修内容

・総合育成支援について（教育委員会 指導主事による講義）

・応用行動分析を参考にした問題行動へのアプローチについて

・スクールソーシャルワーク業務（アセスメント・プランニング・ケース会議時のアウトプットなど）において大切にしている視点や工夫についての情報交換

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・ＳＶの設置

２名

・活用方法

１名は巡回型、１名は必要に応じて支援を行う。

（６）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは、他の職も兼務しており、全員参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】暴力傾向のある子どもに対する活用事例（⑤、⑥）

教師や他の子どもに対して暴力を振るったり、パニックになって教室を飛びだしたりする子どもについて、SSWが参画し校内ケース会議を実施。発達の偏りやそれに伴う二次障害の可能性を視野に、トラブル時の適切な対応を身に付けさせることや自己有用感を持たせることを目指した関わりを推進。並行して、要保護児童対策地域協議会における他機関との連携のもと、保護者の支援を推進したところ、本人の状態が改善し、教室での学習を落ち着いて行えるようになった。

【事例2】別室登校の子どもに対する活用事例（③）

教室に入れず、別室登校が続いていた子どもについて、SSWが参画し校内ケース会議を実施。学校全体として、別室での学習支援を行い学習に自信を持たせることや、クラスの子どもたちが当該子どもを見守る雰囲気づくりなどに取り組んだ。また、保護者とも話し合いを重ね、信頼関係の構築に努めたところ、進級時に教室への復帰を果たすことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所・子ども支援センター等、他機関との日常的な連携が強化され、児童・生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーのより高い専門性の確保
- ・より効果的な配置形態（全市展開等）の検討

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る。また、教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各学校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが4～5区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区の小学校を含む支援を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 5名
（社会福祉士の資格を有する者5名・精神保健福祉士の資格を有する者1名）
- ・週3日、1日6時間の勤務。（年間120日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用の手引きを全校園に配付。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー5名

（2）研修回数（頻度）

- ・毎月

（3）研修内容

- ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイズを通じてスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・活動の中で必要があればすぐに個別スーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にミニ講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・こども相談センター、サテライトとの交流会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置している

○活用方法

- ・連絡会において、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと共に学校訪問
- ・講演

（6）課題

- ・夏期休業期間中など比較的時間に余裕のある時期を活用した研修会等の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校に登校するための活用事例（①貧困対策・③不登校）

中2女子と母と成人の兄との家庭。母親は精神疾患で、本人は小学校より不登校気味。

4月から徐々に登校できなくなった。担任と連携を図り家庭訪問に同行した。担任とSSWと本人の3人で交換日記を始めることについて母親と約束した。担任が訪問時に日記を持っていき、SSWが訪問するときに受け取るという役割分担を行った。

1学期中は、特別に調理実習を行い、登校し参加した。1学期末懇談時、SSWも入って母親と懇談を行った。1学期終業式終了後、家庭訪問して本人と会うことができた。本人から「家庭学習をしたい」と申し出があり、担任と交替で家庭訪問しプリントを渡すことにした。夏季休業中、学校で担任、特別支援コーディネーター、SSWと一緒に餃子づくりを実施したり、母親と懇談を行ったりした。夏季休業期間まで母親がいるときだけ家庭訪問を行っていたが、その後は、母親がいるとき、いない時の両方のタイミングで家庭訪問することや、行事の参加方法を検討し別室登校するなどを提案した。

2学期から別室登校がスタートし、少しずつ登校するようになった。また、遠足に参加することができた。1度だけ教室に行ってみるよう試みたが、その後は継続しなかった。2年では職業体験があり、保育士の夢をもっていることもあり、意欲的に取り組むことができた。

【事例2】登校と進学のための活用事例（①貧困対策・③不登校・④児童虐待・⑥心身の健康）

中3女子。中1のGWから休み始めた。部活動と文化祭などの行事には参加できていた。「父から暴力を受けて、制服を取り上げられ登校できない」と訴えがあり、「訴えの事実確認と、嘘と決めつけず、本人の言葉が具体的にどのような心理で発したものなのかを良く考え、聞く姿勢をもつように」と助言した。SCは「本人のパーソナリティに問題がある」と見立てていた。

1学期の期末テスト1日目に額に傷があることに気づき、SSWが本人と面談した。「父にやられた」と話したため、校内で協議後、通告し一時保護となった。しかし、翌日「嘘だった」と相談員に話をしたため、一時保護解除となった。

校内ケース会議を開き、この件をきっかけに、1学期の残りの期間は、週1回の登校と終業式の参加を目標とした。週1回1時間登校し、担任、SSW、養護教諭と話をすることができた。

夏季休業中は、部活動には参加できるように、顧問にも声かけをお願いした。夏季休業中、部活動はほとんど参加でき、補充学習も4日中3日参加できた。

2学期は、始業式は登校できたが、9月は2回SSWと話をするため登校した。教室に入室できるように話をすすめると、次の日から理由をつけて登校しなくなった。本人に対するハードルが高すぎたと感じ、再度アプローチの仕方を確認し、SSWが家庭訪問をして本人と会話する時間を確保した。前回家庭訪問時に得意の絵を描いてもらったこともあって、持ってきてもらうという理由で、週1回の登校が再びできるようになった。

進路が決定し、学習にも意欲的になり、週1回の登校に学習を入れることも抵抗なく取り組むようになった。学習が意欲的になると両親との関係も良くなっていった。希望校に合格後、本人の不安を聞きとる支援に切り替えた。卒業式の練習と当日は参加でき、卒業式後教員数名と本人希望でスポーツをしてから本人を送り出した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりをすすめた。スクールソーシャルワーカーが支援を行った校園では、組織的な対応の体制が確立されている。
- ・支援の対象となった児童生徒数はのべ839人で、前年度と比較すると約23.8%減少している。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、さらに積極的な有効活用を図る。特に、早い段階での家庭支援や関係機関との連携を図るために、小学校への派遣を積極的にすすめる。
- ・人材の養成と確保。

堺市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、課題の解決を図る。

（２）配置計画上の工夫

- ・２名を「派遣型」として活用する。（要請に応じて学校に派遣）
- ・６名を「拠点型」として６小中学校に配置する（要請に応じて配置校以外にも派遣）

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 ８名
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- ・勤務形態 年間活動回数は、１名につき１４０回とし、１回の活動時間は概ね３時間
１日の活動回数は、３回を上限とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項に、事業の目的やスクールソーシャルワーカーの活動内容等を定め、事業説明会で周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

- ・年６回

（３）研修内容

- ・スーパーバイザーによる講演
- ・情報交換や事例検討

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 有
- ・活用方法 年６回の研修講師 校長会等での講演 ＳＳＷに対する指導助言

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修の充実
- ・スクールソーシャルワーカーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】いじめ問題解決のための活用事例（②③⑤）

- 1 事例の概要 「うちの子（児童A）が、同じクラスの児童Bに殴られたり、蹴られたりしていじめを受けている。数日前から不登校になっている。学校の対応に納得がいかない。そんな学校には安心して通わせることができない」という訴えが、児童Aの保護者から市教委に入った。
- 2 取組の概要
 - ・児童Aの保護者から市教委に電話が入り、応対した指導主事がていねいに話を聞いた。（児童Aの保護者は、学校の対応に強い不信感をもっている）
 - ・市教委が学校に連絡し、児童Aの保護者の訴えを伝えるとともに、速やかに事実確認を行うよう指示した。
 - ・次の日、学校で話し合いの場をもち、児童Aの保護者、児童A、校長、担任の4人で話し合ったが、解決の方向には進まなかった。
 - ・児童Aの保護者から再度、市教委へ電話が入り、応対した指導主事が話を聞いたうえで、今後、SSWとともに学校へ行き、適切に対応することを伝えた。
 - ・次の日、指導主事がSSWとともに学校を訪問し、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任の7人で協議した。協議のなかで、SSWを中心に、ていねいにアセスメントを行った。そのことにより、児童Aと児童Aの保護者に対する学校の認識が変わった。そして、具体的な行動計画と役割分担を決定した。
 - ・数日後、SSWが同席し、校長と児童Aの保護者が学校で話合った。
 - ・校長は、児童Aや児童Aの保護者の気持ちを最大限尊重したうえで、「被害児童」、「加害児童」、「観衆」、「傍観者」といったいじめの4層構造の視点をもって、具体的な対応について、話合った。児童Aの保護者は、学校の対応方針に納得した。
 - ・その後、校長や担任は、保護者と密に連絡を取り合い、児童Aの登校復帰に向けて支援を続けた。
 - ・児童Aが登校復帰した初日、教職員だけではなく、SSWも見守った。
 - ・児童Aが毎日、登校できるようになった。
 - ・現在、児童Aは、元気に登校を続けている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成25年度、相談件数275件のうち、「問題が解決・改善した」等のケースは231件で、改善・解消率は84%

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの増員
- ・課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカー同士がサポートし合える体制づくり